小 笠 原 村
子 ど も ・ 子 育 て 支 援
事 業 計 画（素案）

【 第 ３ 期 】

令和７年度～令和11年度

令和７年３月

小　笠　原　村

は じ め に

近年、全国的に少子化や核家族化、地域の繋がりの希薄化など、社会環境が急速に変化し、子どもや子育て家庭にとっては、家族や地域からのサポートを受けにくくなり、子育てに対する不安感や負担感、孤立感は増大する傾向にあります。

このような中、令和５年４月に施行されたこども基本法では、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。政府は、令和５年12月に、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「子ども大綱」を閣議決定しました。すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、様々な取組が進められています。

当村におきましては、「第２期小笠原村子ども・子育て支援事業計画（令和２年度)」を策定し、保育環境の整備や子育て事業など幅広い観点から事業を推進してまいりました。

このたび、第２期計画終了に伴い、令和７年度から令和11年度までを計画とする「第３期小笠原村子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画は、第２期計画における基本理念や基本目標等を継承しつつ、現在の社会情勢の変化等を考慮し、各種取組を体系的にまとめ、より効果的な施策の実現を目指すものです。

地域社会全体で連携して子どもや子育て家庭に寄り添い、子育てを支援していくことで、子どもを産み育てることに喜びを感じ、地域の中で子どもが自己肯定感を持って伸び伸び育つ村づくりに向けて邁進してまいりますので、今後とも皆様のお力添えを賜りますようよろしくお願いします。

最後に、ニーズ調査へのご協力やパブリックコメントを通じて貴重なご意見をお寄せくださいました村民の皆様、計画案の審議をいただきました小笠原村子ども子育て支援事業計画策定委員の皆様、本計画の策定にご尽力いただきました皆様に心よりお礼申し上げます。

令和７年３月

小笠原村長　　渋 谷　正 昭

目　次

第１章　計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　１．計画策定の背景と目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　２．計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　３．計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　４．計画の対象・策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
第２章　小笠原村の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　１．小笠原村の人口及び児童人口（14 歳以下人口）の推移・・・・・・・５
　２．小笠原村出生数及び合計特殊出生率の推移・・・・・・・・・・・・・・６
　３．小笠原村の女性の労働力状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
　４．小笠原村の保育等施設・事業の一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　５．小笠原村の保育施設の利用の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　　１）父島における保育等施設の利用状況
　　２）母島における保育等施設の利用状況
　６．小笠原村の就学前児童の在籍状況・・・・・・・・・・・・・・・・１５
　７．小笠原村の放課後学童クラブの在籍状況・・・・・・・・・・・・・１６
　８．令和６年度調査から見られる 0～小学校 3 年生がいる子育て家庭の様子 ・・１７
第３章　計画の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
　１．子ども・子育て支援法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
　２．本計画の理念・方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
　３．事業計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
　４．児童人口の予測・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
第４章　事業評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
　１．第２期小笠原村子ども・子育て支援事業計画の数値目標の達成状況・・３７
第５章　事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
　１．教育・保育事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
　２．地域子ども・子育て支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
　３．幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保・・・・６３
　４．その他の推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５
第６章　子ども・子育て支援施策の円滑な推進・・・・・・・・・・・・・・６７
　１．当村にて利用可能な事業（当村事業及びその他の社会資源）・・・ ６８
　２．個を大切にした支援の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７０
　３．子ども・子育て支援施策の展開について・・・・・・・・・・・・・７０
　４．終わりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７０

第1章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

我が国の少子化は急速に進行しており、令和 5 年の出生数は過去最少の 72.7 万人まで減少し、合計特殊出生率は 1.20 と昭和 22 年に統計を取り始めて以降、最も低くなりました。一方、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て家庭の孤立や子育てに不安を抱える保護者の増加、共働きの増加に伴う低年齢児のニーズの増加など、子どもや子育てを取り巻く地域や家庭の状況は変化し続けています。

令和 6 年 6 月には、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18 歳まで対象年齢を引き上げるなどすべての子ども･子育てを対象とする支援の拡充が示されています。

このような状況の中、本村では、「第 2 期小笠原村子ども・子育て支援事業計画」の 計画期間が令和 6 年度末に終了することから、これまでの成果と課題やニーズ調査を踏まえ、乳幼児期の保育・教育の充実や若者の自立支援、母子の健康の増進、地域における子育て支援、児童虐待防止対策の充実など総合的な支援を推進・強化することを目的とした「第 3 期小笠原村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

なお、本計画は第 4 次小笠原村総合計画を上位計画とし、全ての子どもの健全育成及び子育て家庭の支援に関する事項と調和が保たれたものとします。

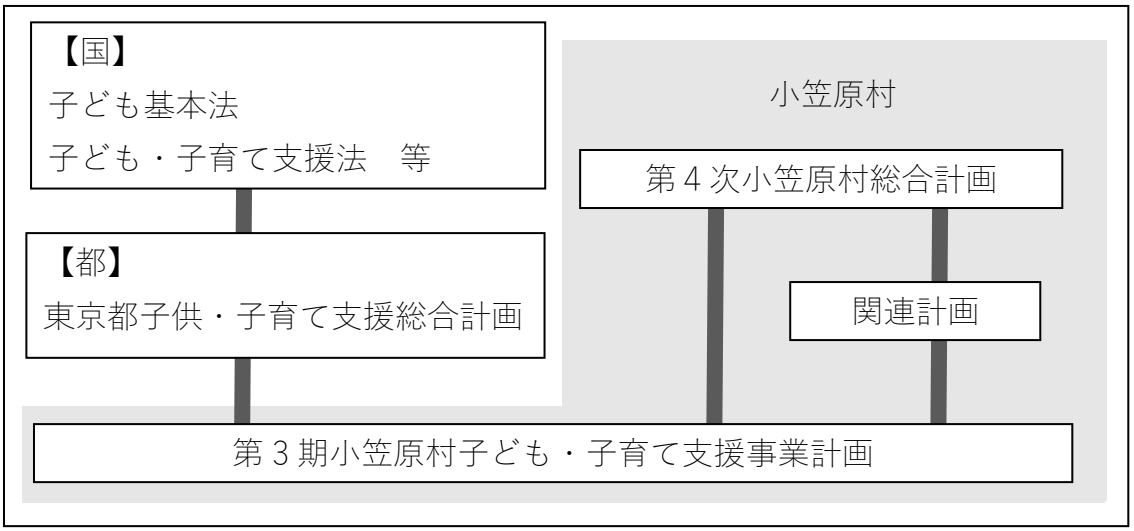

3. 計画期間

第 3 期子ども・子育て支援事業計画は、令和 11 年度を目標達成時期とし、令和 7 年度から令和 11 年度の 5 ヵ年を計画期間とした計画と、各年度の必要量や目標数値を掲げています。

<table>
<tr><td colspan="2">令和(年度)</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td></tr>
<tr><td rowspan="4">小笠原村
総合計画</td><td>基本構想</td><td colspan="10">第 4 次計画 15 ヵ年（平成 26 年度～令和 10 年度）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">基本計画</td><td colspan="2">中期
5 ヵ年</td><td colspan="5">後期 5 ヵ年</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="10"></td></tr>
<tr><td colspan="2">小笠原村子ども・
子育て支援事業計画</td><td colspan="4">第 2 期</td><td colspan="5">第 3 期</td><td colspan="2">第 4 期</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">見直し</td><td colspan="5"></td><td>見直し</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

4. 計画の対象・策定体制

本計画の対象は、子どもとその家庭を中心に、地域、事業所、関係団体や行政機関等を構成する全ての個人と団体です。

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 61 条第 7 項に基づき、小笠原村子ども・子育て支援事業計画策定委員会を設置し、令和 6 年度に実施した小笠原村子ども・子育て支援事業計画（第 3 期）調査（以下、「令和 6 年度調査」という。）や実績を基に必要量や目標数値を設定します。

なお、令和 6 年度調査は、令和 6 年 7 月 1 日現在で小笠原村に在住する 0 歳～小学 3 年生のお子様がいる全ての世帯（145 世帯）を対象に、以下の通り実施しました。

実施期間	対象者	実施方法	配布数	有効回収率
令和 6 年 7 月 26 日 ～ 令和 6 年 9 月 13 日	村内在住の全ての 0 歳～小学 3 年生のお子様がいる全ての世帯	配布：郵送 回収：郵送回収・回収箱設置 （村役場及び母島支所）	145	60.0% (回収数:87)

第2章

小笠原村の現状

1. 小笠原村の人口及び児童人口（14 歳以下人口）の推移

当村の人口の推移は、2,600 人前後でほぼ横ばいで推移しています。全国的に人口が減少する中で、小笠原村においても人口を維持していますが、児童人口（0~14 歳）は減少傾向となってます。

■人口等の推移

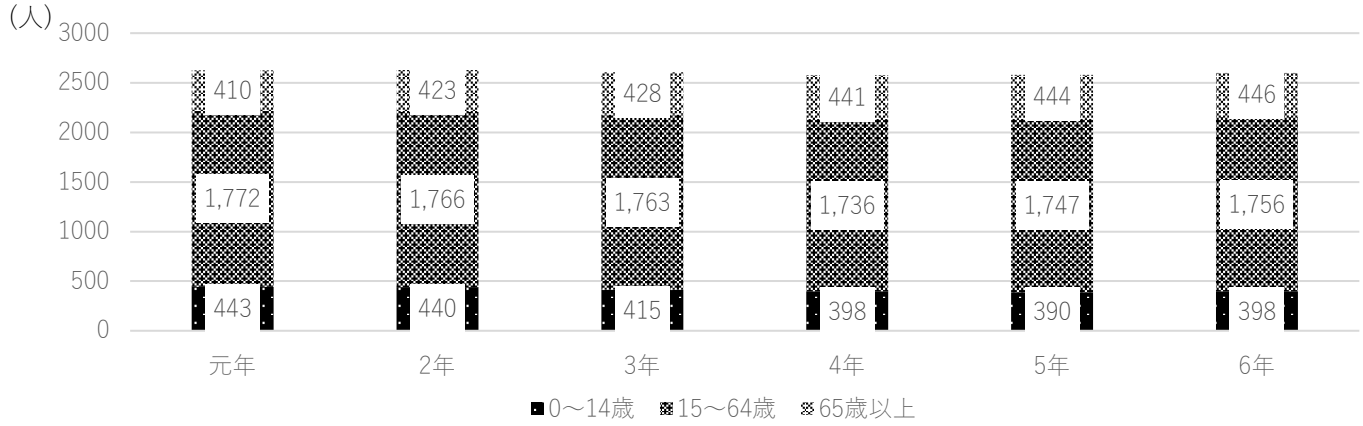

令和	元年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
0～14 歳	443	440	415	398	390	398
15～64 歳	1,772	1,766	1,763	1,736	1,747	1,756
65 歳以上	410	423	428	441	444	446
合計	2,625	2,629	2,606	2,575	2,581	2,600

（単位：人）

（各年住民基本台帳 1 月 1 日現在）

■児童人口（0~14 歳）の推移

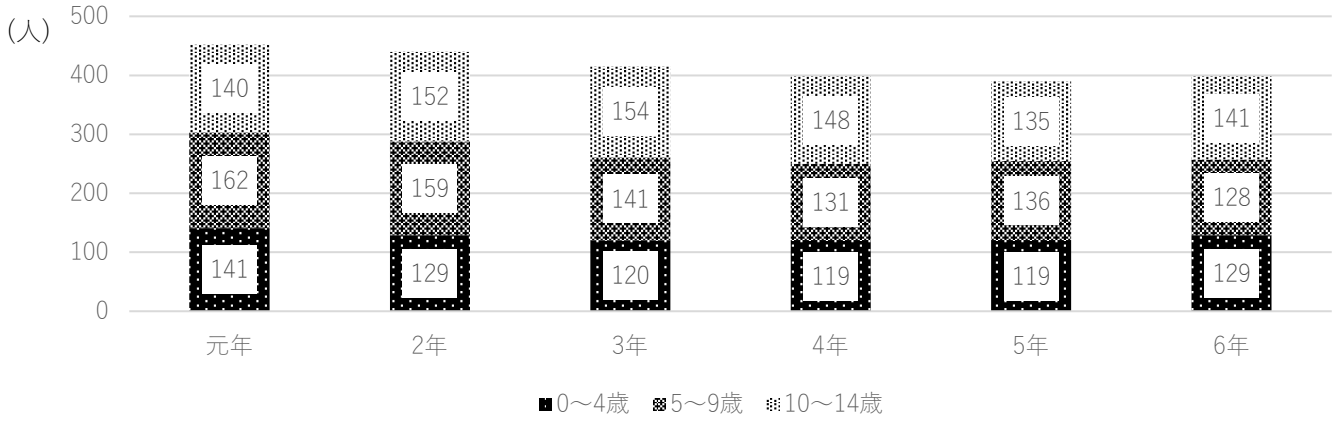

令和	元年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
0～4 歳	141	129	120	119	119	129
5～9 歳	162	159	141	131	136	128
10～14 歳	140	152	154	148	135	141
合計	443	440	415	398	390	398

（単位：人）

（各年住民基本台帳 1 月 1 日現在）

2. 小笠原村の出生数及び合計特殊出生率の推移

全国的には出生数の減少傾向もみられていますが、当村の出生数は、20～30 人前後で、ほぼ横ばいで推移しています。また、全国値と比較して変動が激しいものの、合計特殊出生率は令和元年を除く全ての年において全国値を上回っています。

■出生数及び合計特殊出生率の推移

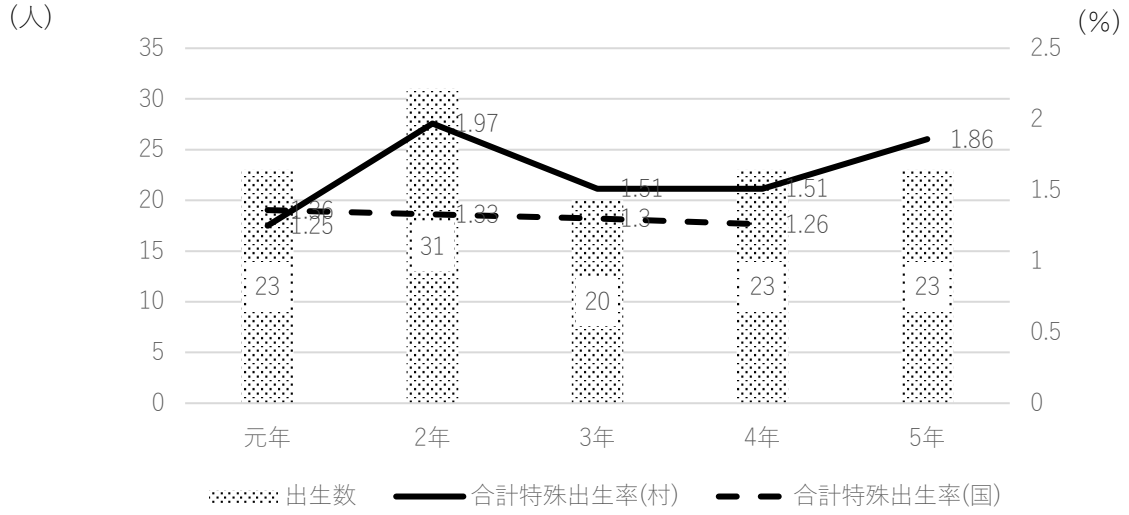

（単位：人）

令和	元年	2 年	3 年	4 年	5 年
出生数	23	31	20	23	23
合計特殊出生率(村)	1.25	1.97	1.51	1.51	1.86
合計特殊出生率(国)	1.36	1.33	1.30	1.26	

（各年人口動態統計）

＜参考＞東京都内の合計特殊出生率（令和 4 年）

全国	東京都	区部	市部	郡部	島部
1.26	0.99	1.04	1.12	1.03	1.26

大島町	八丈町	利島村	新島村	神津島村	三宅村
1.29	1.29	0.36	1.07	1.61	0.92
御蔵島村	青ヶ島村	小笠原村			
0.45	4.02	1.51			

合計特殊出生率・・・15～49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

3. 小笠原村の女性の労働力状況

当村の女性の労働力率（※1）について市区町村別労働力率調査が開始された平成 12 年以降全ての年において全国値を上回っており、平成 12 年の 62.4%から令和 2 年の 73.7%と上昇してます。

女性の年代別労働力率は、全国的に結婚・子育て期で低下し、再び上昇するM字カーブを描いており、結婚や出産のために退職する女性が多い状況にあります。そのため、結婚・出産期の女性が働くことができる環境の整備を行うことで、労働力率が向上すると見込まれています。当村においても令和 2 年の女性労働力率を年代別に見てみると、30~34 歳でM字の底となっており、30 歳代の女性は働くことが難しい状況にあると推測されます。

全国と比較すると女性の労働力率は高い状況ではありますが、年代別労働力が低い 30 代の女性が働くことができる環境により、更なる労働力率の向上を見込むことができます。

■当村の女性の労働力率の推移

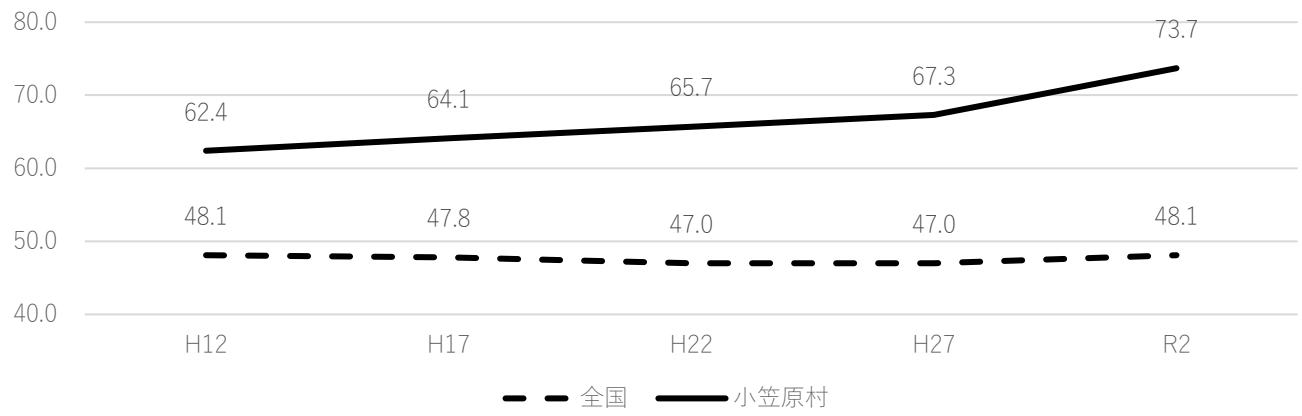

（平成 12.17.22.27 年、令和 2 年国勢調査）

■当村の令和 2 年における女性の年齢別労働力率

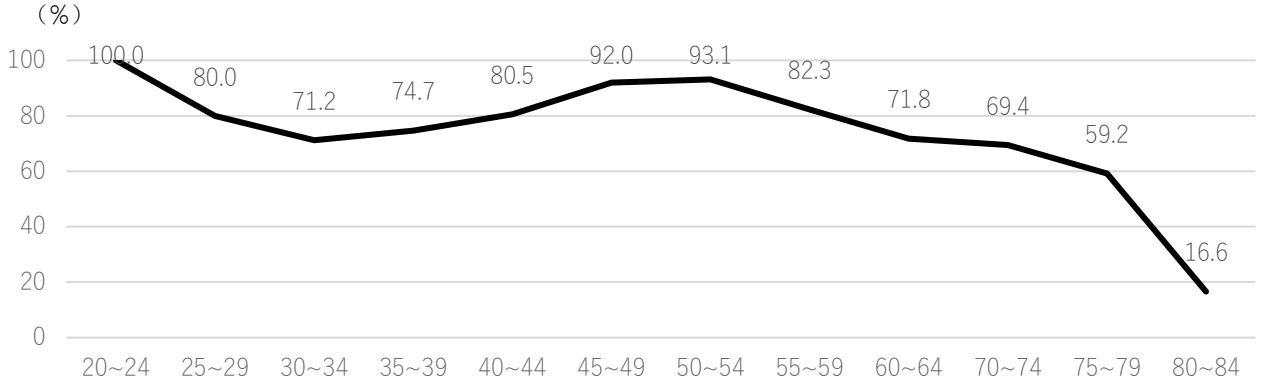

（令和 2 年国勢調査）

※1　労働力率：総人口に占める労働力人口（※2）の割合

※2　労働力人口：就業者と完全失業者（現在失業中かつ求職中の者）の総数

4. 小笠原村の保育等施設・事業の一覧

当村には未就学児を対象とした施設として、父島に父島保育園、ちびっこクラブの２個所の施設があり、母島は母島保育園の１箇所の計３箇所の保育施設があります。また、父島においては未就学児の一時預かりとして、めかじきっずがあります。就学児を対象とした施設としては、放課後学童クラブ（とびうおクラブ）の１個所の学童施設があります。

更に、特に障害児を対象とした事業として、障害児学童事業が実施されています。各施設・事業の概要は以下の通りです。

施設・事業名称	実施主体	対象	時間
父島保育園（契約）	小笠原村	保育の必要な 2～5 歳児	8:45～16:00 (特例(延長)保育有)
父島保育園（私的） （5 歳児）		保育の必要性がない 希望する全ての 5 歳児	8:45～12:30
父島保育園（私的） （4 歳児）		保育の必要性がない希望する 4 歳児 （契約児及び私的 5 歳児受入後、 定員に余裕がある場合のみ実施）	8:45～12:30
母島保育園（契約）		保育の必要な満 3 歳～5 歳児	8:45～16:15 (特例(延長)保育有)
母島保育園（私的）		保育の必要性がない希望する 3～5 歳児 （契約児受入後、 定員に余裕がある場合のみ実施）	8:45～16:15
ちびっこクラブ（父島）	社会福祉協議会	希望する全ての 3、4 歳児	9:30～11:30
一時預かり事業（父島） （めかじきっず）		未就学児（0 歳、1 歳児は要相談）	9:00～17:00 の 4 時間以内
学童事業（父島） （とびうおクラブ）		小学１～３年の児童のうち、 学童保育の利用が望ましい者	学期中：下校～17:00 学校休業中： 午前 9～12 時 午後 2 時～5 時
障害児学童事業（父島） （タートルズ）		小学 1 年～中学 3 年生までの心身に 障がいのある児童	

5. 小笠原村の保育施設の利用の推移

当村には父島に認可保育所 1 箇所、社会福祉協議会が運営している幼児の集団遊び場の確保を目的とした認可外保育施設 1 個所（ちびっこクラブ)、母島に認可外保育施設 1 箇所の計 3 箇所の保育施設があります。保育園入所児童数は令和元年の 70 名をピークに減少傾向にあります。またちびっこクラブの利用児童数は 15 名程度で推移しています。

■父島・母島保育園の状況

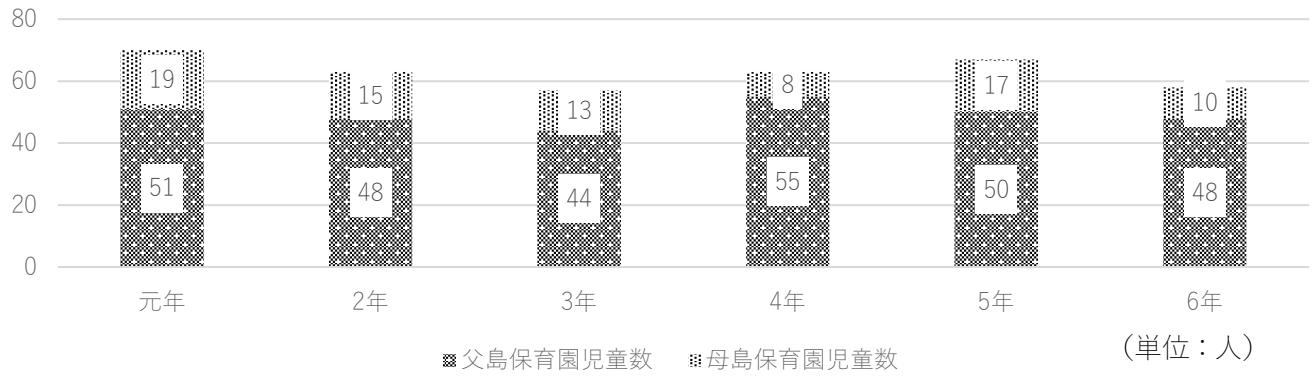

（単位：人）

	元年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
父島保育園児童数	51	48	44	55	50	48
母島保育園児童数	19	15	13	8	17	10
両園児童数合計	70	63	57	63	67	58

※各年度 4 月現在

■ちびっこクラブの状況

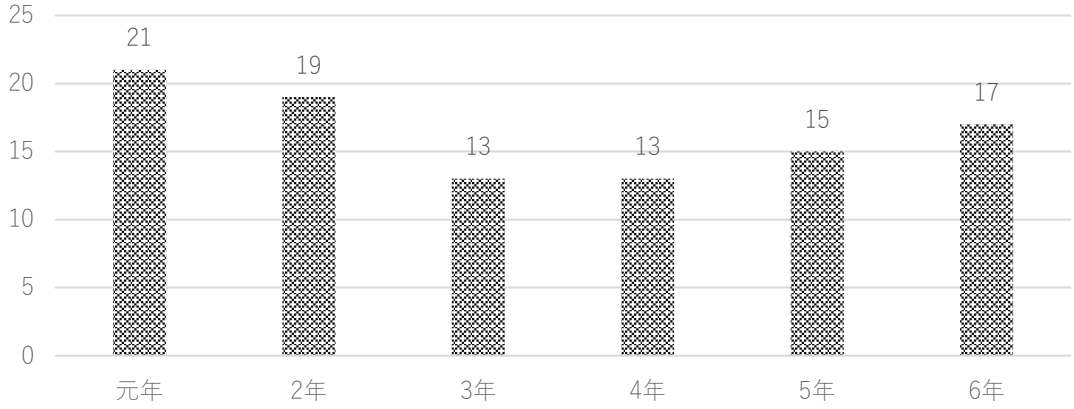

（単位：人）

	元年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
ちびっこクラブ利用児童数	21	19	13	13	15	17

※各年度 4 月現在

1）父島における保育等施設の利用状況

父島保育園では、2 歳児以降の就労等に伴う児童の受入れを行っています。また 4 歳児に関しては契約児の入園後に定員に余裕がある場合、5 歳児に関しては希望する全ての児童に対して、就学前児童に集団生活を体験させるという目的で、就学前保育（私的契約）を行っています。

ちびっこクラブにおいては、就労等に関わりなく、3 歳児、4 歳児の受入れを行っています。

■父島における保育等施設の利用の推移

【2～5 歳】　契約：保育園契約児童　　私的：保育園私的契約（就学前保育）

年度	2～5 歳人口(A)	施設定員(B)※	利用人数				施設定員率(A)/(B)	利用率(C)/(A)
			計(C)	契約	私的	ちびっこ		
令和元年度	100	100	72	38	13	21	100.0%	72.0%
令和 2 年度	87	100	67	34	14	19	87.0%	77.0%
令和 3 年度	72	100	57	29	15	13	72.0%	79.1%
令和 4 年度	89	100	68	45	10	13	89.0%	76.4%
令和 5 年度	81	106	65	42	8	15	76.4%	80.2%
令和 6 年度	84	106	65	42	6	17	79.2%	77.3%

※施設定員：保育所 66 名＋ちびっこクラブ 40 名

【2 歳】

年度	2 歳人口(A)	施設定員(B)	利用者計(C)	施設定員率(A)/(B)	利用率(C)/(A)
令和元年度	24	6	6	400%	25.0%
令和 2 年度	20	6	6	333%	30.0%
令和 3 年度	16	6	6	266%	37.5%
令和 4 年度	28	6	10	466%	35.7%
令和 5 年度	17	12	8	141%	47.0%
令和 6 年度	20	12	4	166%	20.0%

【3 歳以上】　契約：保育園契約児童　　私的：保育園私的契約（就学前保育）

年度	3～5 歳人口(A)	施設定員(B)※	利用人数				施設定員率(A)/(B)	利用率(C)/(A)
			計(C)	契約	私的	ちびっこ		
令和元年度	76	94	66	32	13	21	80.8%	86.8%
令和 2 年度	67	94	61	28	14	19	71.2%	91.0%
令和 3 年度	56	94	51	23	15	13	59.5%	91.0%
令和 4 年度	61	94	58	35	10	13	64.8%	95.0%
令和 5 年度	64	94	57	34	8	15	68.0%	89.0%
令和 6 年度	64	94	61	38	6	17	68.0%	95.3%

※施設定員：保育所 54 名＋ちびっこクラブ 40 名

■子どもの人口区分に占める保育等施設の定員率の推移（父島）

各年度の 2～5 歳の区分（2 歳、3 歳以上）に占める保育等施設の定員率を見ると、3 歳以上では 100%以下を維持しており、希望する全ての子どもが保育等施設に入所が可能となっています。2 歳では令和 4 年度までは人口に対する定員率は高かったものの、保育士の配置人数及び保育室の増築を行い施設定員数を増加させました。

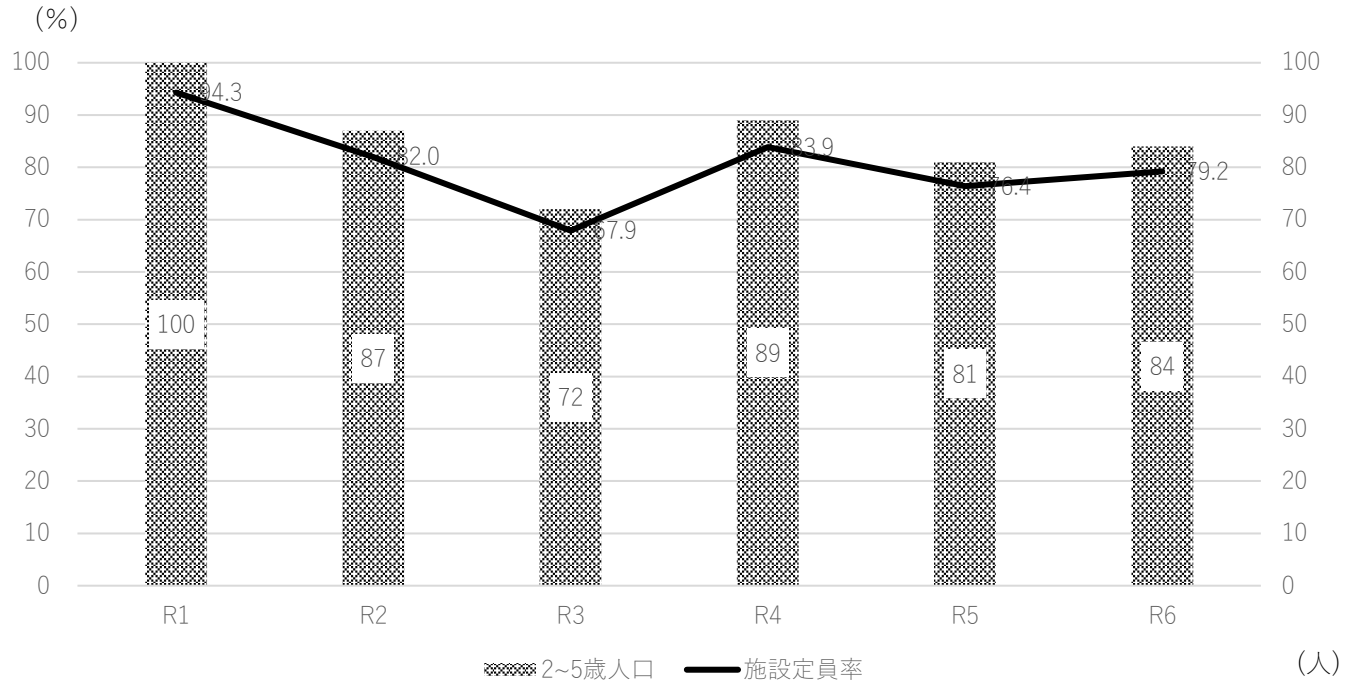

■子どもの人口区分に占める保育等施設の利用率の推移（父島）

各年度の 2～5 歳の区分（2 歳、3 歳以上）に占める保育等施設の利用率を見ると、3 歳児クラスでは 7~80%前後となっており、希望する全ての 3 歳以上の児童が保育等施設を利用できています。

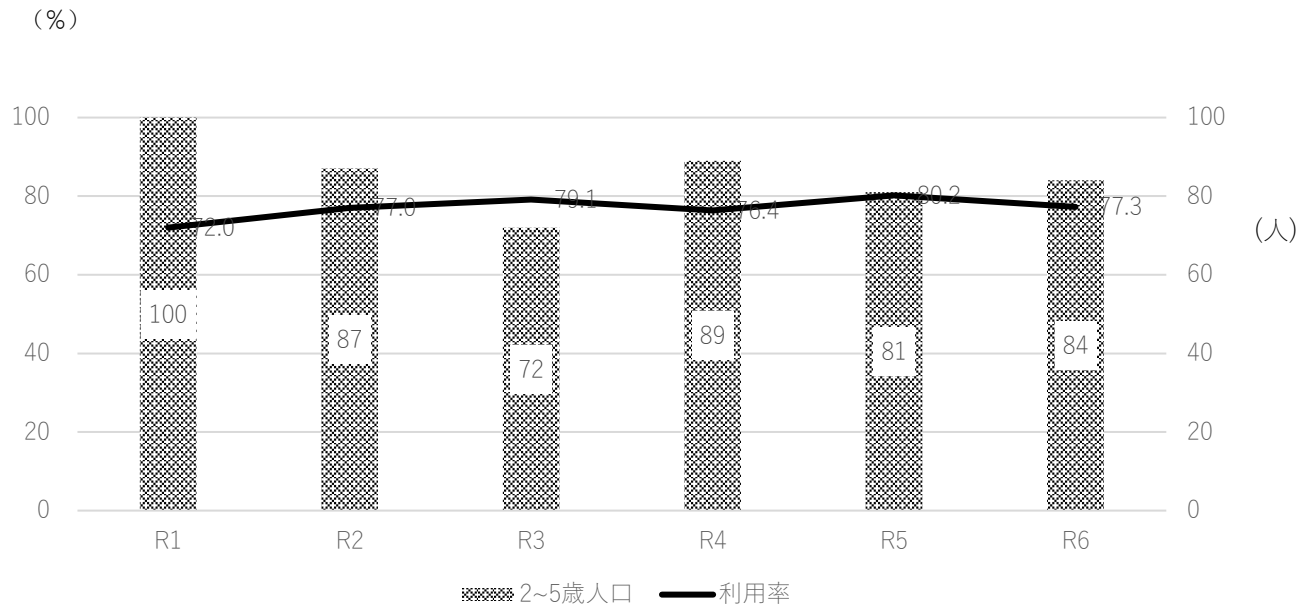

■保育施設の待機児童数の推移

令和 2 年度及び 3 年度では待機児童が発生してしまいましたが、保育室増築等の対応を行った結果、現在は待機児童数は 0 です。

年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
待機児童数	0 名	2 名	4 名	0 名	0 名	0 名

2）母島における保育等施設の利用状況

母島保育園では、満 3 歳(2 歳児)以降の就労等に伴う児童の受入れを行っています。また 3 歳児クラス以降に関しては、契約児の入園後、定員に余裕がある場合、就学前児童に集団生活を体験させるという方針に沿って、就学前保育（私的契約）を行っています。

■母島における保育等施設の利用の推移

【2～5 歳】　契約：保育園契約児　私的：保育園私的契約（就学前保育）児童

年度	2～5 歳 人口(A)	施設定員(B) ※	利用人数			施設定員率 (A)/(B)	利用率 (C)/(A)
			計(C)	契約	私的		
令和元年度	26	30	21	6	15	86.6%	80.7%
令和 2 年度	20	30	15	6	9	66.6%	75.0%
令和 3 年度	17	30	13	7	6	56.6%	76.4%
令和 4 年度	18	30	10	10	0	60.0%	55.5%
令和 5 年度	20	30	17	12	5	66.6%	85.0%
令和 6 年度	15	30	11	8	3	50.0%	73.3%

【2 歳】

年度	2 歳人口 (A)	施設定員 (B) ※	利用人数 (C)	施設定員率 (B)/(A)	利用率 (C)/(A)
令和元年度	4		2		50.0%
令和 2 年度	4		0		0.0%
令和 3 年度	3		0		0.0%
令和 4 年度	9		2		22.2%
令和 5 年度	3		0		0.0%
令和 6 年度	4		1		25.0%

【3 歳以上】契約：保育園契約児童 私的：保育園私的契約（就学前保育）児童

年度	3～5 歳 人口(A)	施設定員(B) ※	利用人数			施設定員率 (B)/(A)	利用率 (C)/(A)
			計(C)	契約	私的		
令和元年度	22		19	4	15		86.3%
令和 2 年度	16		15	6	9		93.7%
令和 3 年度	14		13	7	6		92.8%
令和 4 年度	9		8	8	0		88.8%
令和 5 年度	17		17	12	5		100.0%
令和 6 年度	11		10	7	3		90.9%

※母島保育園では年齢別定員を設けておらず、園全体の定員を 30 名としている。

■子どもの人口区分に占める保育等施設の定員率の推移（母島）

各年度の 2～5 歳の人口区分に占める保育等施設の定員率を見ると、2～5 歳人口の減少に伴い低下しています。また、各年において保育園利用人数が保育園施設定員を下回っているため、保育園利用の基準を満たした保育園利用希望者を、保育園にて全て受け入れることができるだけの定員を設定していることが分かります。

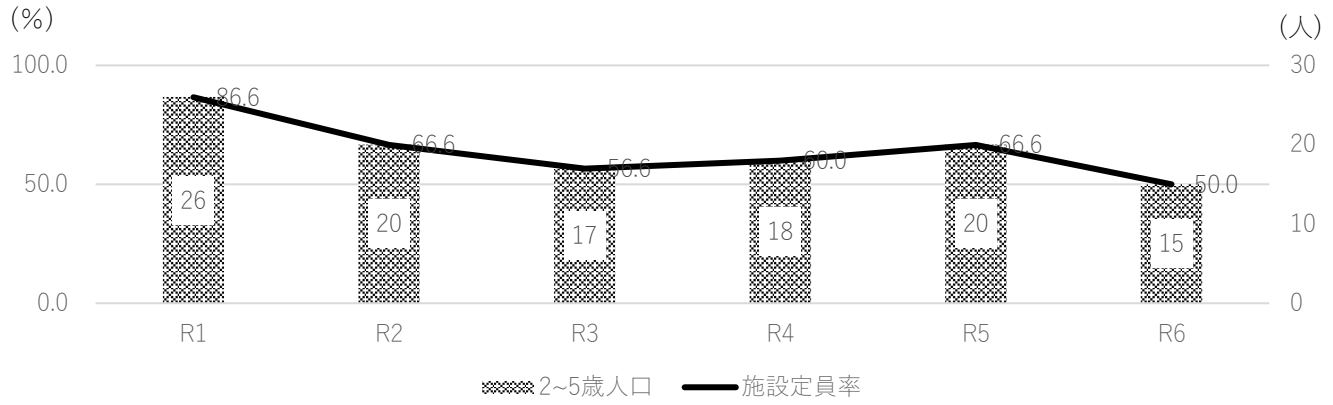

■子どもの人口区分に占める保育等施設の利用率の推移（母島）

各年度の 2～5 歳の区分（2 歳、3 歳以上）に占める保育等施設の利用率を見ると、 7 割前後で維持しています。

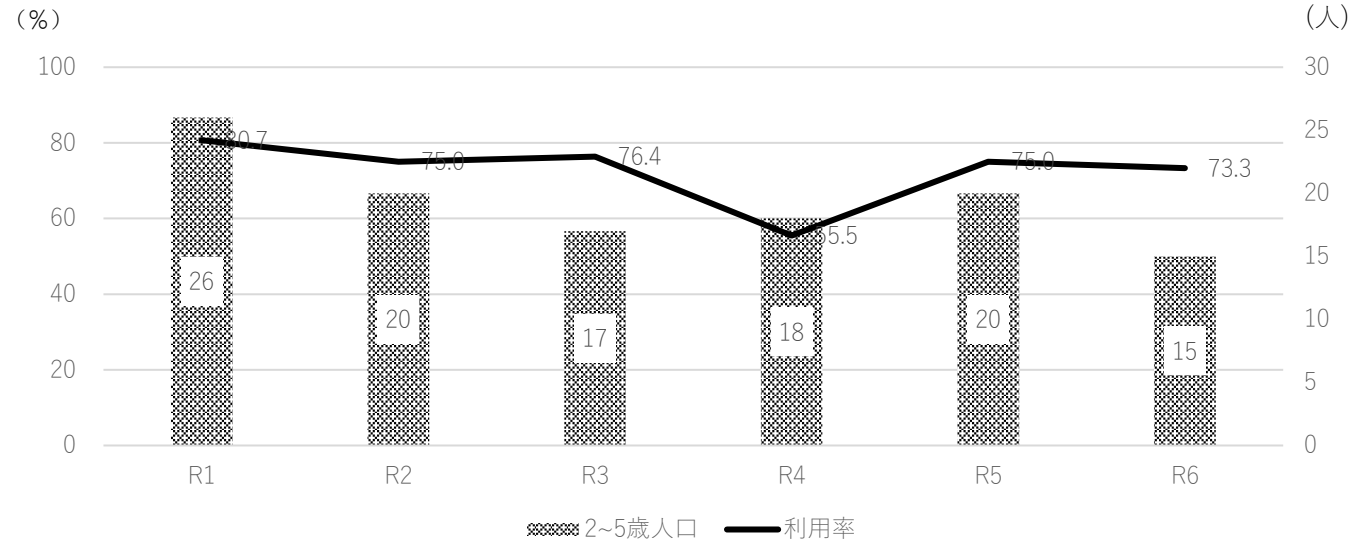

■保育施設の待機児童数の推移

母島は 1 箇所の保育施設であり、クラス別の定員数を設けていないため、全ての年において、待機児童数は 0 名です。

年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
待機児童数	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名

6. 小笠原村の就学前児童の在籍状況

令和 6 年度における就学前児童（0～5 歳）142 人の在籍状況は、就労等に関する保育園利用である「契約」が 35.2%（50 人）、就労等に拠らない保育園利用である「私的契約」が 6.3%（9 人）、「ちびっこクラブ」が 11.9%（17 人）で、46.4%（66 人）が「在宅等」となっています。また、「在宅等」に各種子育てサークルや認可外保育施設として届出のない施設利用者も含まれます。

年齢別でみると、0・1 歳は全て「在宅等」、2 歳は全 24 人のうち 20.8%が「契約」、79.1%が「在宅等」です。3 歳以上児童全 75 人のうち、5.3%が「在宅等」であり、残りの 94.6%の児童が何らかの施設を利用しています。

■就学前児童の在籍状況（令和 6 年度）

単位（%）

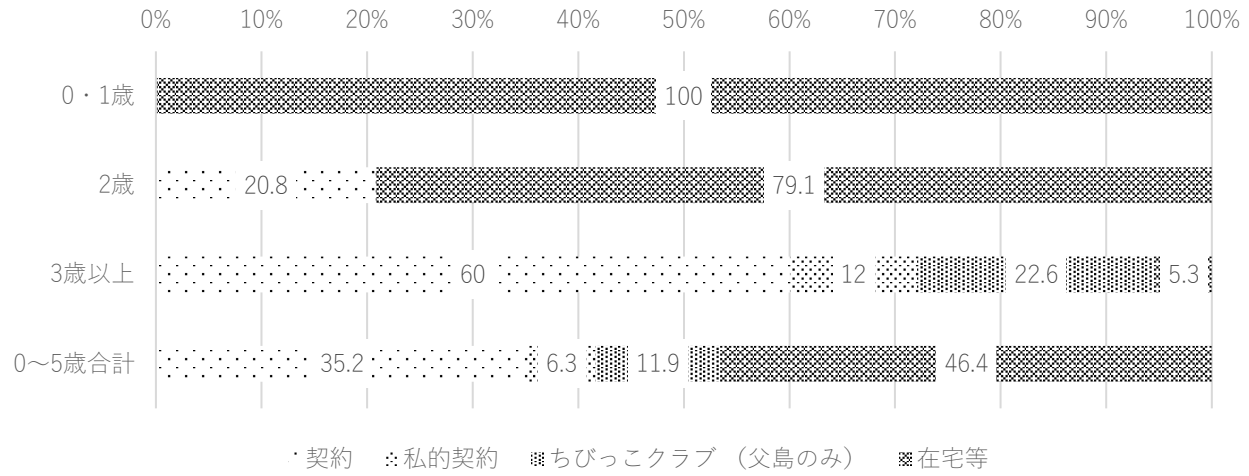

単位（人）

在籍状況（人口）	契約		私的契約		ちびっこクラブ（父島のみ）	在宅等		児童数合計
	父島	母島	父島	母島		父島	母島	
0・1 歳						39	4	43
2 歳	4	1				16	3	24
3 歳以上	38	7	6	3	17	3	1	75
0～5 歳合計	42	8	6	3	17	58	8	142

単位（%）

在籍状況（割合）	契約	私的契約	ちびっこクラブ（父島のみ）	在宅等
0・1 歳				100.0
2 歳	20.8			79.1
3 歳以上	60.0	12.0	22.6	5.3
0～5 歳合計	35.2	6.3	11.9	46.4

7. 小笠原村の放課後学童クラブの在籍状況

当村においては父島においてのみ、小学 1 年生～3 年生を対象とした通年及び夏季に放課後学童クラブを実施しています。利用児童数は令和 3 年度より通年での実施を開始したこともあり、延べ人数で令和元年度の 266 人から令和 5 年度の 1,506 人と飛躍的に増加しています。母島においては社会福祉協議会の見守り事業として保護者からの相談等に基づき村民会館で実施しています。

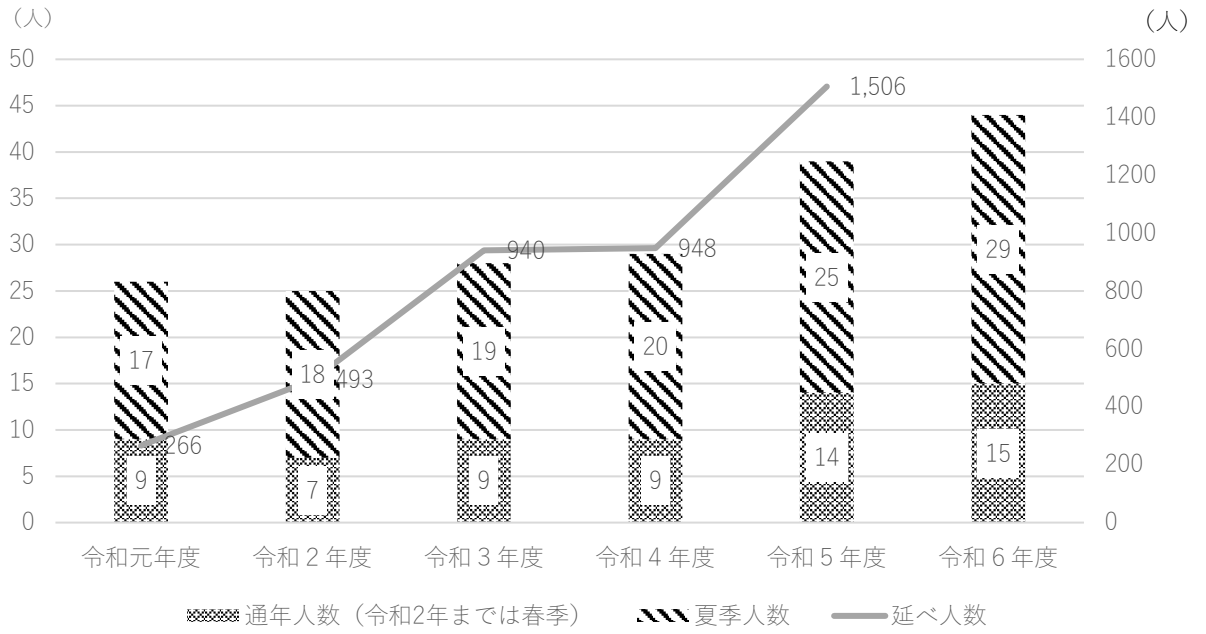

年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
通年人数 (令和 2 年までは春季)	9	7	9	9	14	15
夏季人数	17	18	19	20	25	29
延べ人数	266	493	940	948	1,506	

春季・・・進級後 4 月中の預かり
夏季・・・学校が夏季休業中の預かり
通年・・・上記以外の預かり

8．令和 6 年度調査から見られる 0 歳～小学校 3 年生がいる子育て家庭の様子

1）子どもの育ちをめぐる環境について

子育てに影響すると思われる環境

子育てに影響すると思われている環境は「家庭」が 90.8%と最も多く、前回 85.9%だった「地域」が 65.5%と減少しています。以降「保育園」が 43.7%、「学校」が 27.6%と続いています。

〈調査対象児童の子育てに影響する環境〉

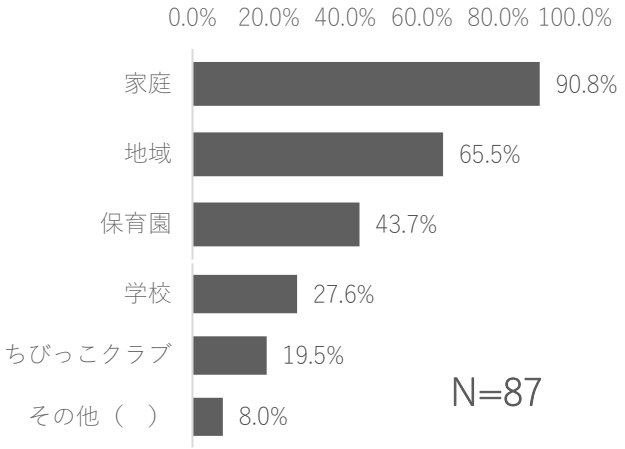

〈その他（ ）の内訳〉

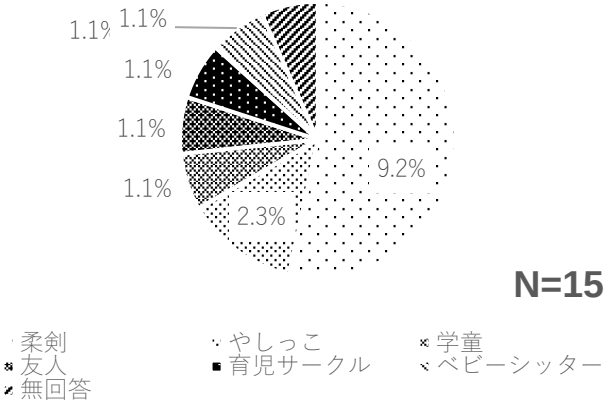

子どもをみてもらえる親族・知人の有無

「緊急的もしくは用事の際に子どもをみてもらえる知人がいる」が 37.9%と最も多く、次いで「いずれもない」が 21.8%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」が 16.1%となりました。

〈日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〉

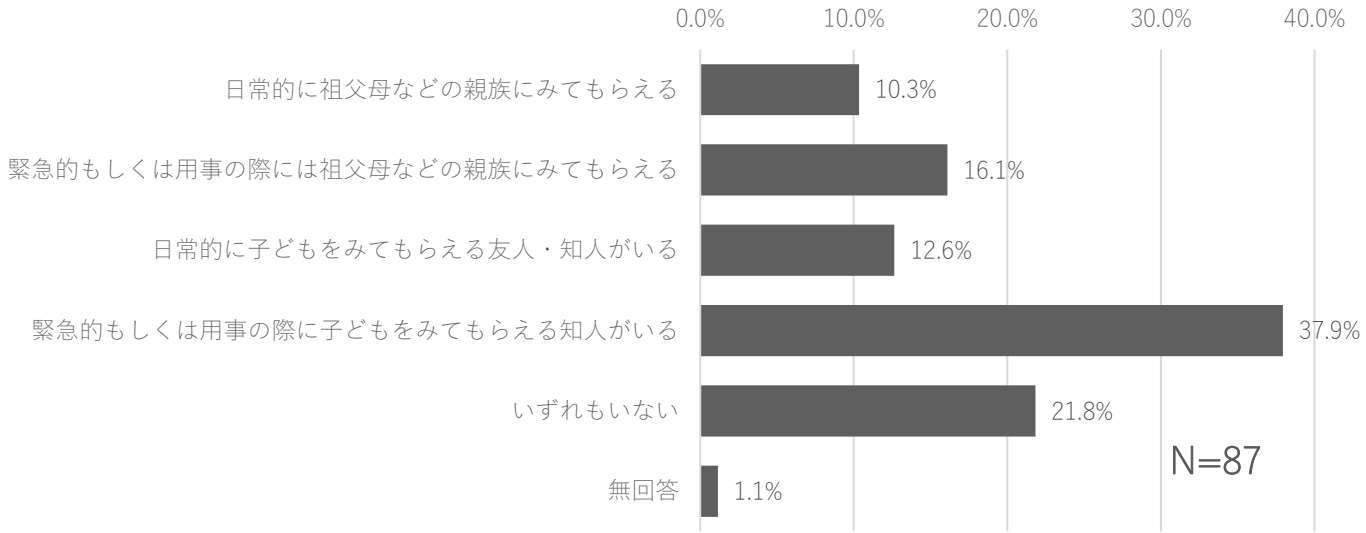

子育てに関する相談相手

子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所に関して「いる/ある」が 86.2%と最も多かったですが、前回調査の 96.9%と比べ減少しており、一方で前回調査で 1.6%だった「いない/ない」が 6.9%と増加しています。なお無回答が 6.9%でした。

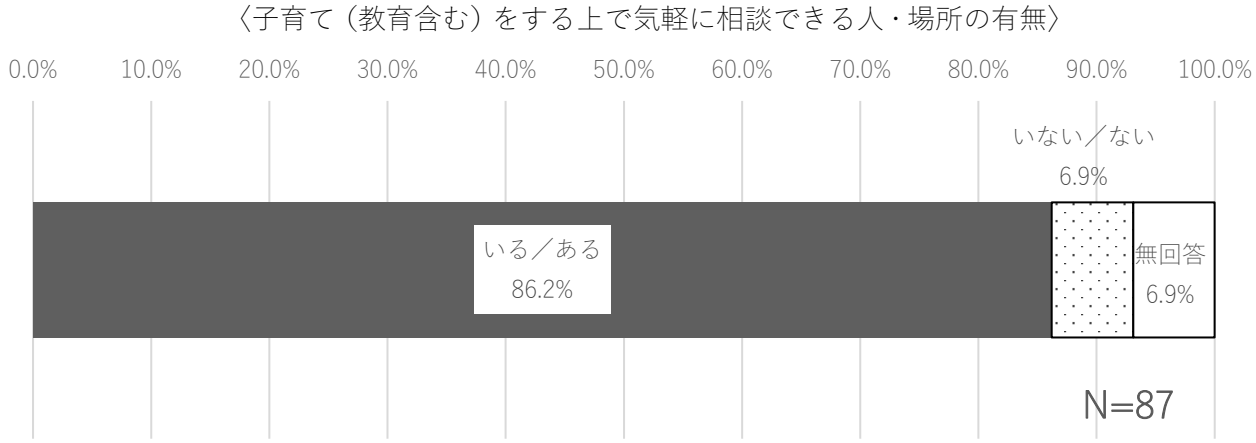

子育てでの困りごと

とても困っているは「急な時に頼れる人がいないこと」が 16.1%と最も多く、次いで「子育てによる身体の疲れが大きいこと」、「子育てと仕事との両立が十分に出来ない・不安に思うこと」がそれぞれ 9.2%となっています。やや困っていると合わせると「急な時に頼れる人がいないこと」が 48.3%(16.1%＋32.2%)、「自分のやりたいことが十分に出来ないこと」が 46.0%(6.9%＋39.1%)、「子育てと仕事との両立が十分に出来ない・不安に思うこと」が 40.2%（9.2%＋31.0%）、「子育ての出費がかさむこと」が 36.8%（6.9%＋29.9%）となりました。

〈子育てをしていて感じる困りごと〉

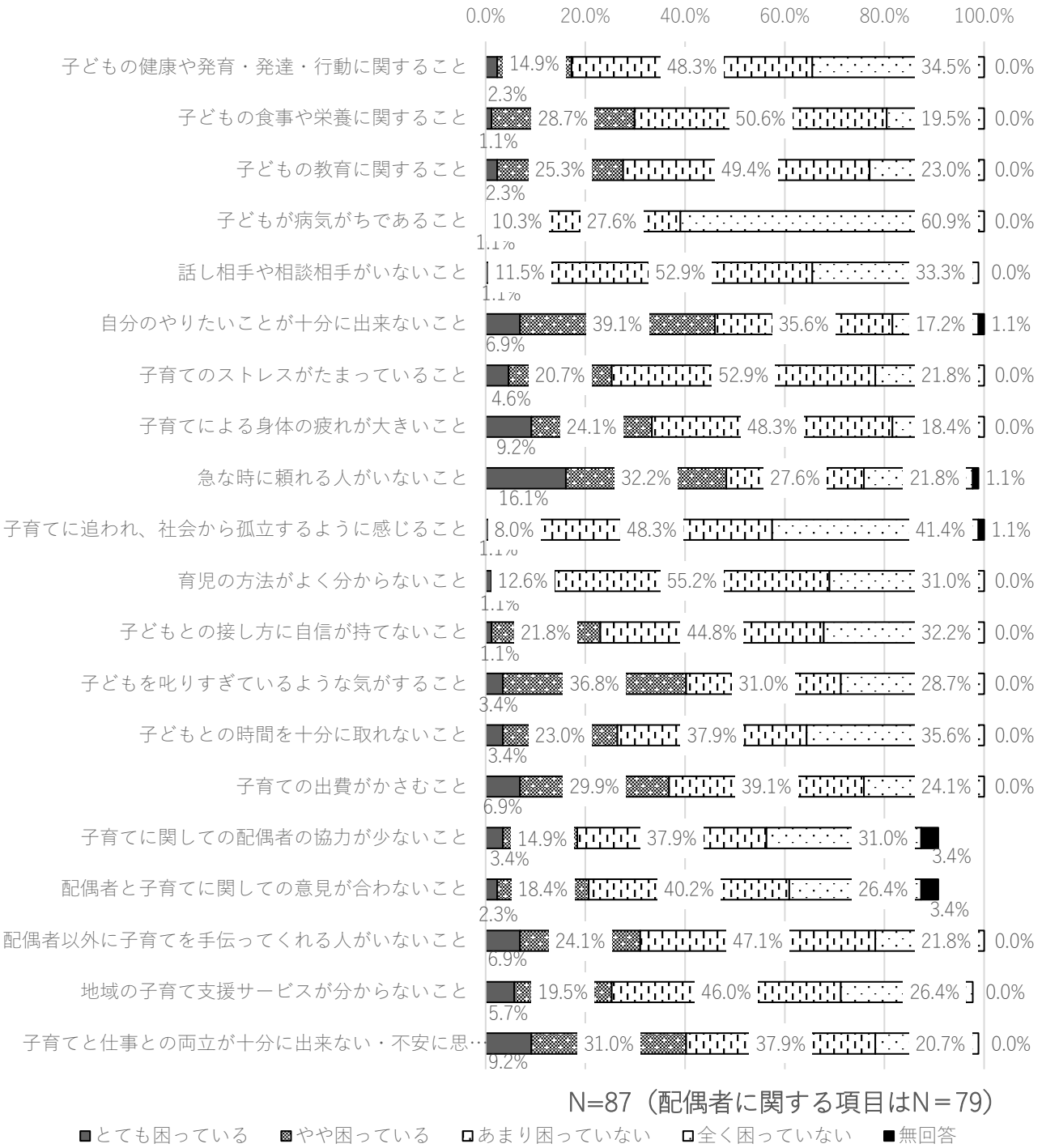

２）調査対象児童の保護者の就労状況について

調査対象児童の保護者の就労状況

母親の就労状況は、「パート・アルバイトなど（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 32.2%と最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 28.7%、「フルタイム（週５日、１日８時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 24.1%となっています。

〈現在の就労状況（母親）〉

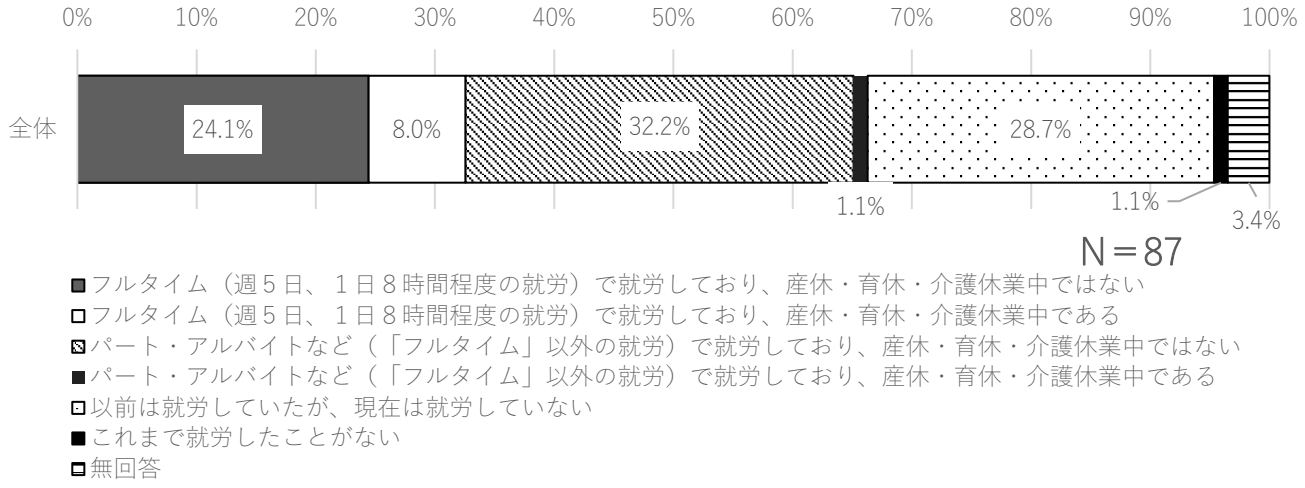

退職・復職に関して

母親の退職理由は「結婚・出産・育児など家事・育児に専念したかったから」が 44.4%と最も多く、次いで「育児休業を取りにくい雰囲気・制度がなかったから」、「育児休業復帰後の保育園等預かりの場がなかったから」、「その他」がそれぞれ 12.0%となっています。また父親の退職理由は「その他（ひっこし）」の１名のみでした。

〈退職理由（母親）〉

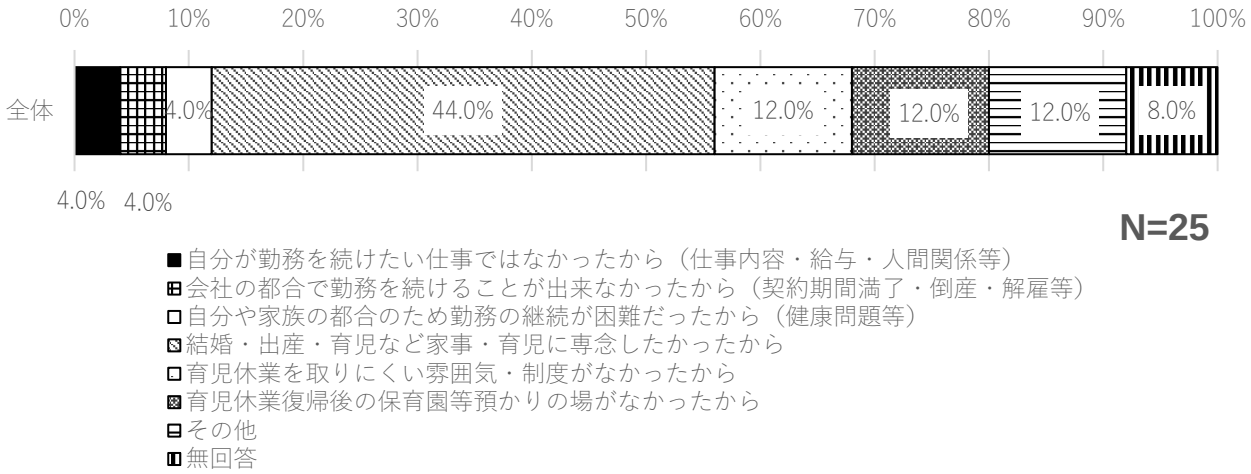

3）平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

平日の定期的な教育・保育事業の利用事業

現在の利用状況は「5～6 日未満」が 85.3%、次いで「3～4 日未満」、「6 日以上」がそれぞれ 5.9%となっています。また希望する利用状況は「5～6 日未満」が 52.9%、次いで無回答が 23.5%、「6 日以上」が 11.8%となっています。

〈現在：1 週間あたりの利用日数〉

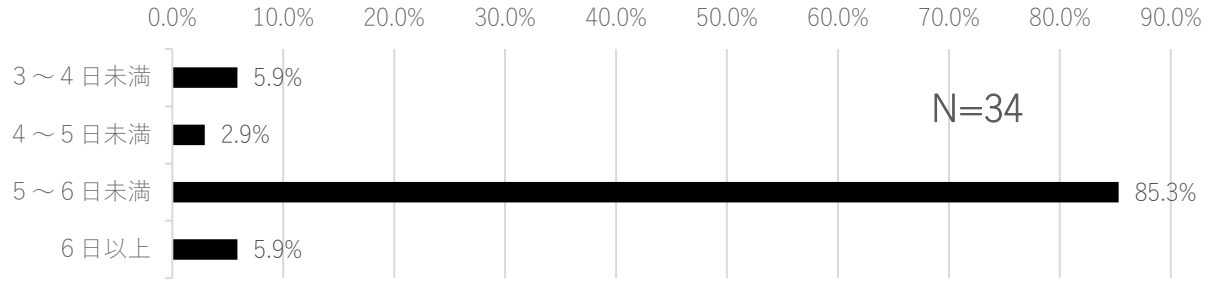

〈希望：1 週間あたりの利用日数〉

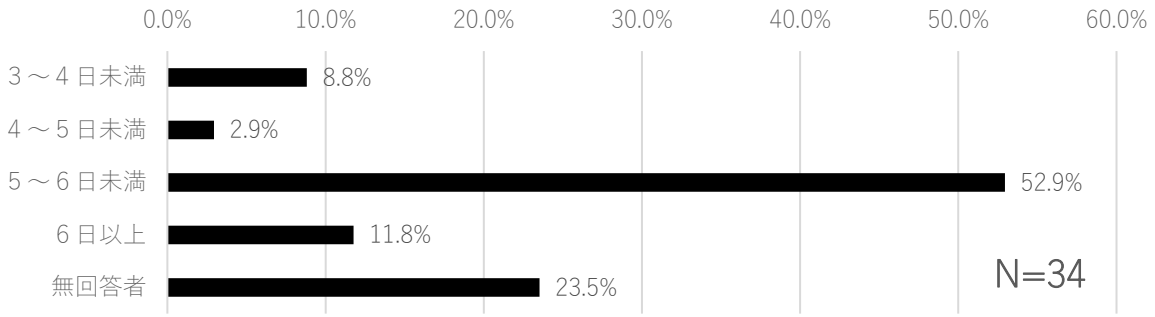

現在の 1 日当たりの利用時間は「7～8 時間未満」が 35.3%と最も多く、次いで「2～3 時間未満」、「9～10 時間未満」がそれぞれ 20.6%となっています。希望する 1 日当たりの利用時間は無回答が 26.5%と最も多く、次いで「7～8 時間未満」、「9～10 時間未満」がそれぞれ 14.7%となっています。

〈現在：1 日あたりの時間数〉

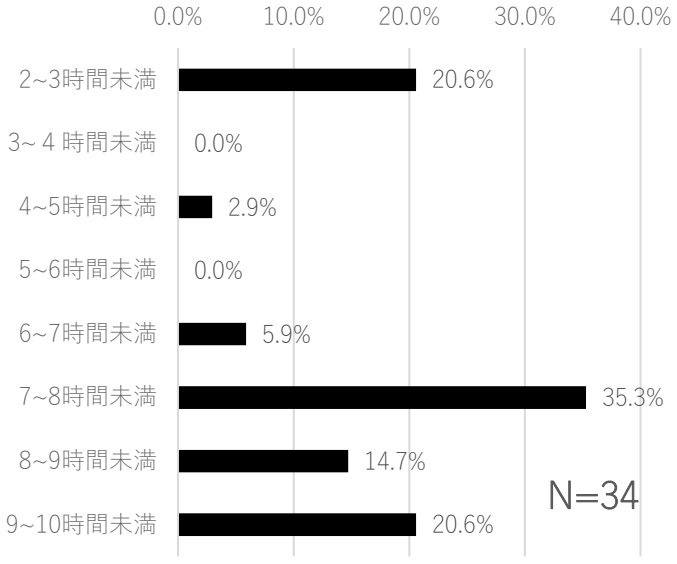

〈希望：1 日あたりの時間数〉

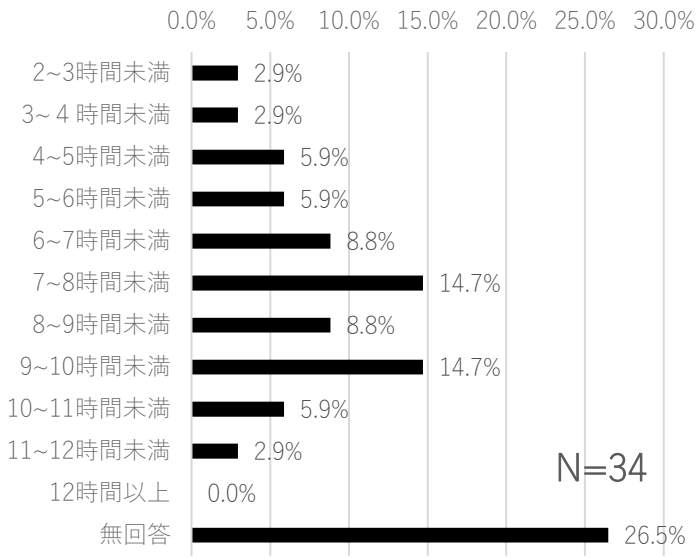

現在の利用開始時間は「9 時台」が 64.7%と最も多く、次いで「8 時台」が 26.5%となっています。希望する利用開始時間は「9 時台」が 44.1%、次いで無回答が 29.4%、「8 時台」が 23.5%となっています。

〈現在：利用開始時間〉

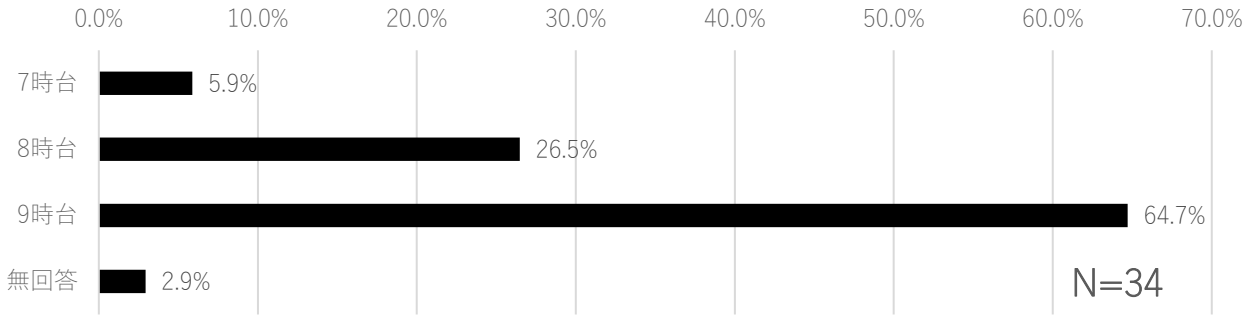

〈希望：利用開始時間〉

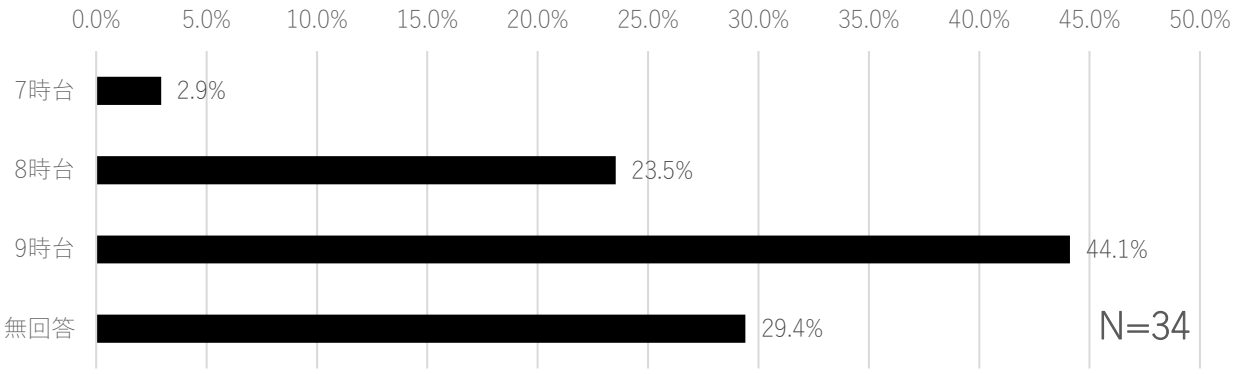

現在の利用終了時間は「16 時台」、「17 時台」がそれぞれ 35.3%と最も多く、次いで「11 時台」が 20.6%となっています。希望する利用終了時間は無回答が 29.4%と最も多く、次いで「17 時台」が 20.6%、「16 時台」が 11.8%となっています。

〈現在：利用終了時間〉

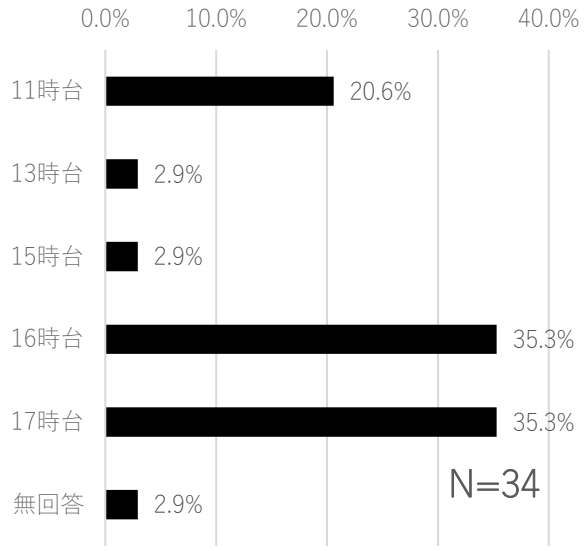

〈希望：利用終了時間〉

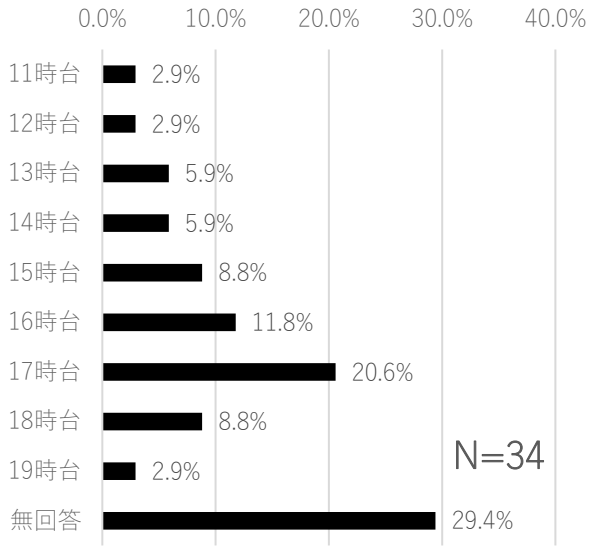

４）地域の子育て支援事業について

母子保健事業や子育てサークル等の利用

「利用していない」が 60.3%と最も多く、次いで「子育てサークルを利用している」が 24.4%、「母子保健事業を利用している」が 11.5%となっています。1 年間あたりの利用回数は母子保健事業では「2 回」が 33.3%と最も多く、子育てサークルでは「24 回」が 47.4%と最も多くありました。

〈母子保健事業・子育てサークル利用状況〉

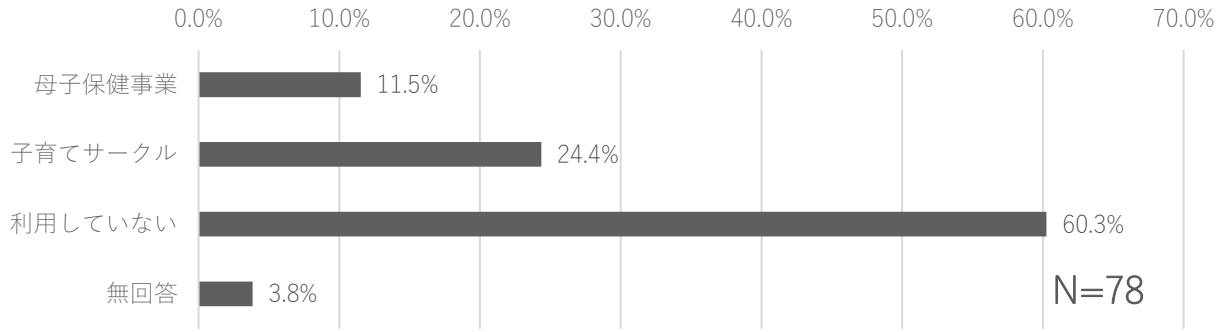

〈母子保健事業・子育てサークル利用頻度（年間)〉

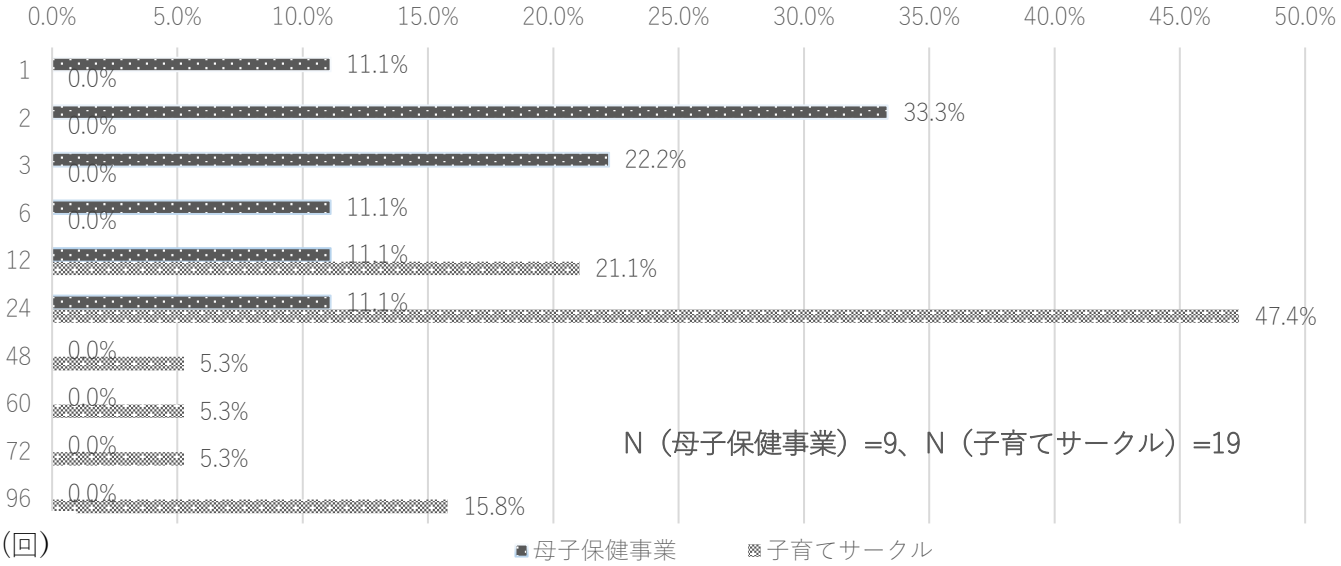

母子保健事業の認知・利用歴・今後の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が 53.5%と最も多く、次いで「利用していないが今後利用したい」が 19.7%となりました。

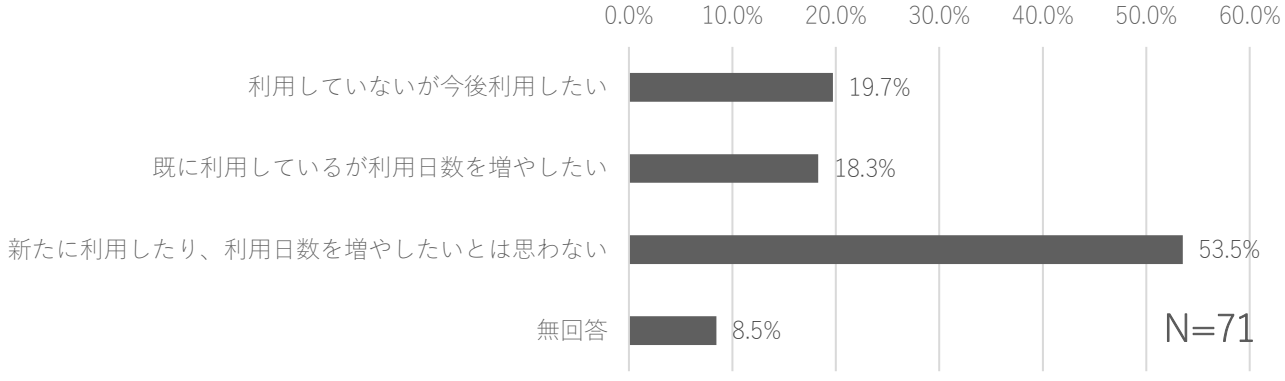

5）土曜・休日の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について

土曜日では「利用の必要性なし」が 56.3%と最も多く、次いで「月 1~2 回利用希望」が 29.6%、日曜・祝日でも「利用の必要性なし」が 66.2%と最も多く、次いで「月数回利用希望」が 23.9%となりました。

〈「定期的」な教育・保育利用希望（土日祝）〉

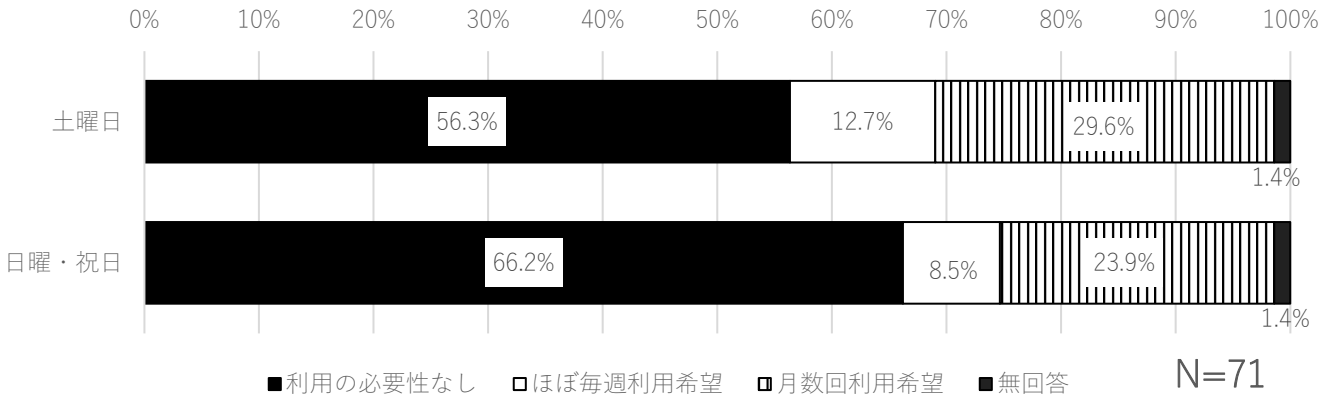

6）不定期の預かり事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

不定期の預かり事業の実際の利用・利用しない理由

不定期の預かり事業の利用の有無については、「利用していない」が最も多く 81.1%、次いで「その他有料預かり」が 8.1%、「めかじきっず」が 6.8%でした。

利用しない理由に関しては、実際に「めかじきっず」「その他有料預かり」を実施している父島においては、「特に利用する必要がない」が最も多く 60.0%、次いで「利用料がかかる・高い」が 26.7%でした。「めかじきっず」等不定期の預かり事業を実施していない母島においては、「利用したいが事業が地域にない」が最も多く 70.0%となりました。

しかしながら、不定期の預かり事業に関する利用希望に関しては、「利用したい」と回答した者は父島が 62.7%、母島が 54.5%と父島の方がやや高く、「利用する必要はない」と回答した者は父島 33.9%、母島 36.4%となっています。父島の利用状況と利用希望との関連性をみると、母島において利用が可能となった際に利用率が高いことは想定しにくいですが、“何かあった時”に備えて整備する視点での検討が必要です。

〈「不定期」事業利用状況〉

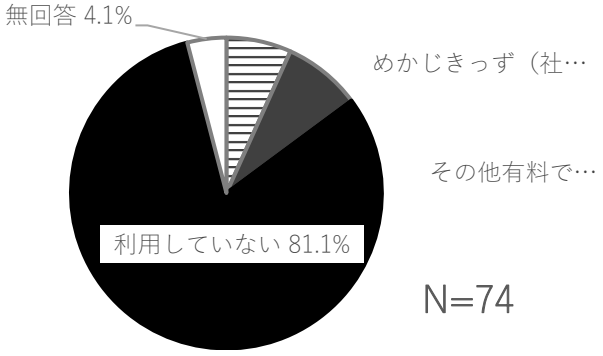

〈不定期の事業利用希望〉

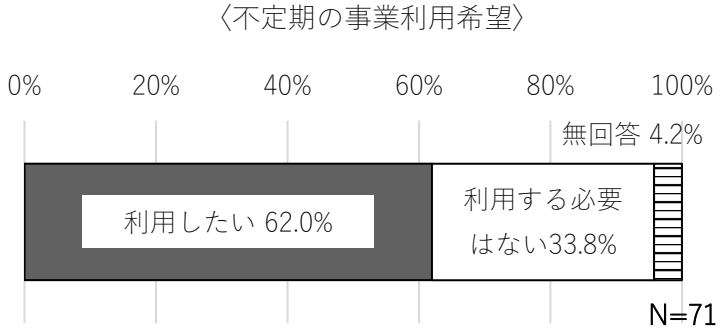

宿泊を伴う一時預かり等の利用

「なかった」が 83.1%、対して「あった」が 14.1%となりました。「あった」のうち「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」が 80.0%、「仕方なく子どもを同行させた」、「その他」がそれぞれ 10.0%でした。

〈保護者の用事による泊りがけで子どもを家族以外にみてもらったことの有無〉

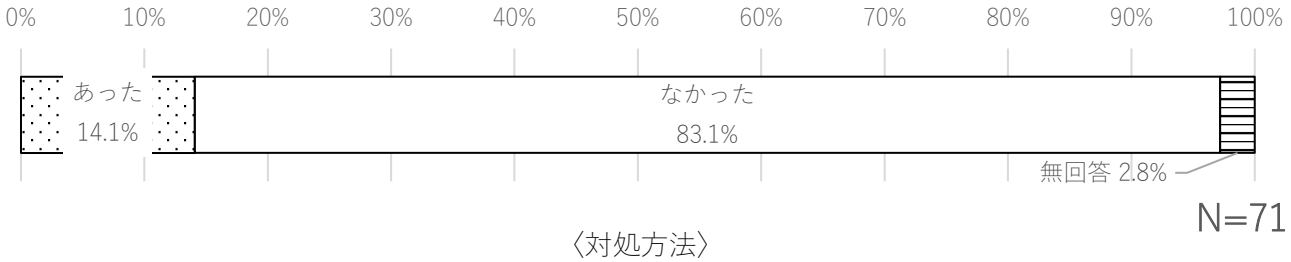

〈対処方法〉

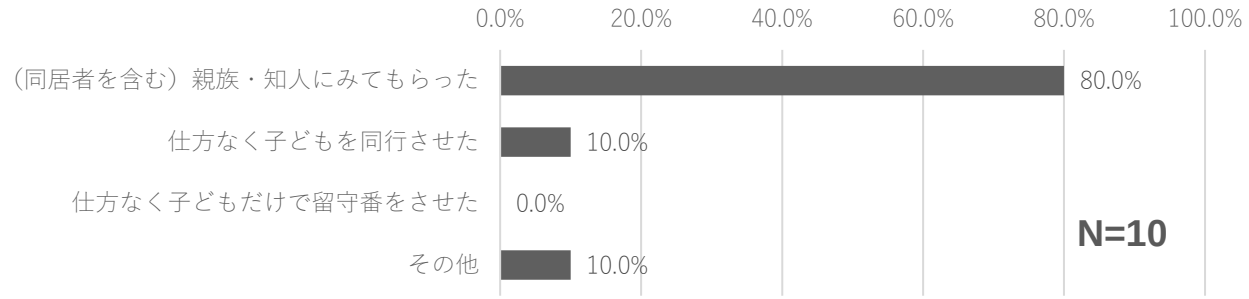

6）小学校就学後の放課後の過ごし方について

小学校低学年の希望する過ごし方

小学校低学年のうちは「習い事（ピアノ・サッカーなど）」が最も多く 67.9%、次いで「自宅」が 57.1%、「放課後児童クラブ（学童保育）」と「公園など外遊び」が 50.0%となっています。

〈放課後の時間を過ごさせたい場（低学年）〉

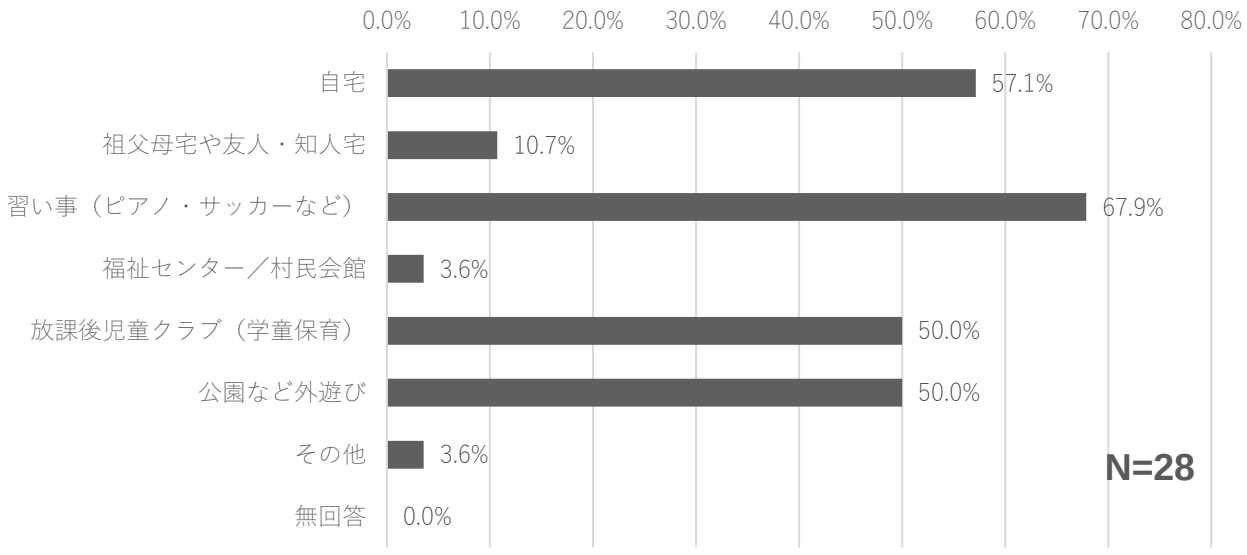

※5 歳以上のため令和 6 年度～令和元年度生まれの記入者のみ集計

小学校高学年の希望する過ごし方

小学校高学年では「習い事（ピアノ・サッカーなど）」が最も多く 89.3%、次いで「公園など外遊び」が 67.9%、「自宅」が 60.7%となっています。

〈放課後の時間を過ごさせたい場（高学年）〉

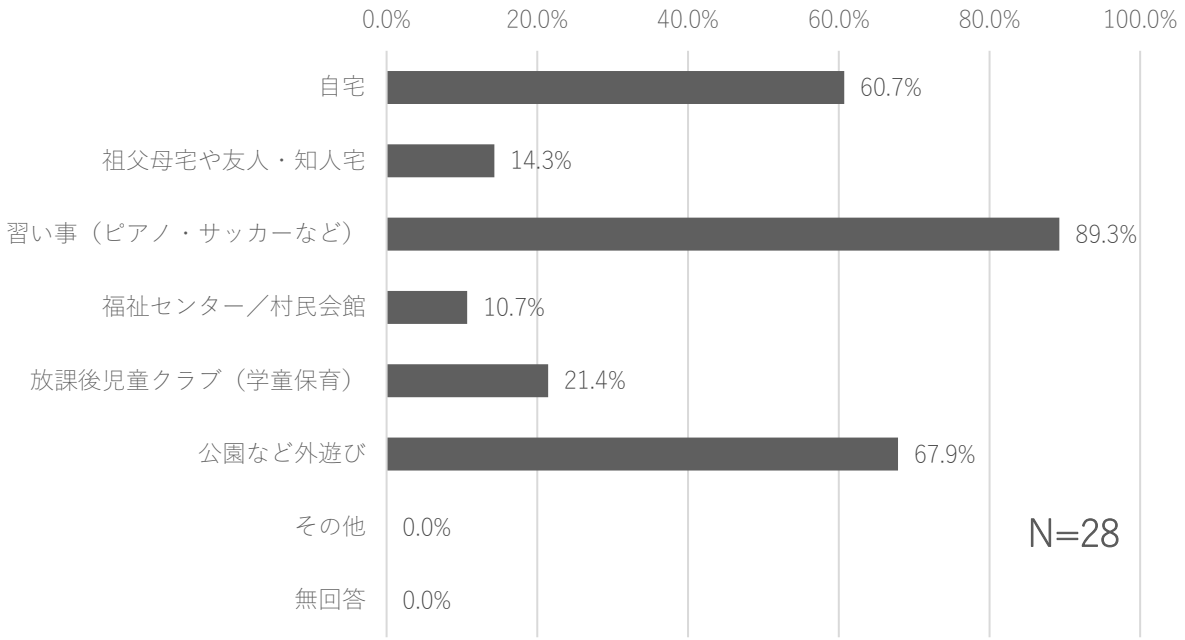

長期休業期間中の放課後児童クラブの利用希望

長期休業中の放課後クラブの利用希望は「低学年（1~3 生）の間は利用したい」が 46.4%と最も多く、次いで「利用する必要はない」が 28.6%となっています。

〈放課後児童クラブの利用希望（長期休業中）〉

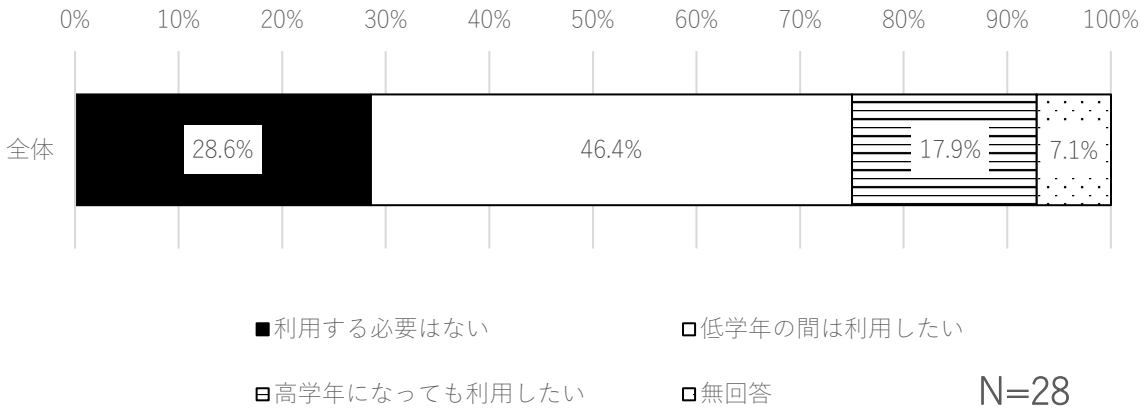

8）育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

育児休業の取得状況

母親の育児休業取得状況については、「取得した（取得中である）」が 27.6%であり、「取得していない」が 20.7%でした。父親の育児休業取得状況については、「取得した（取得中である）」が 12.6%であり、「取得していない」が 71.3%でした。

〈育児休業の取得状況〉

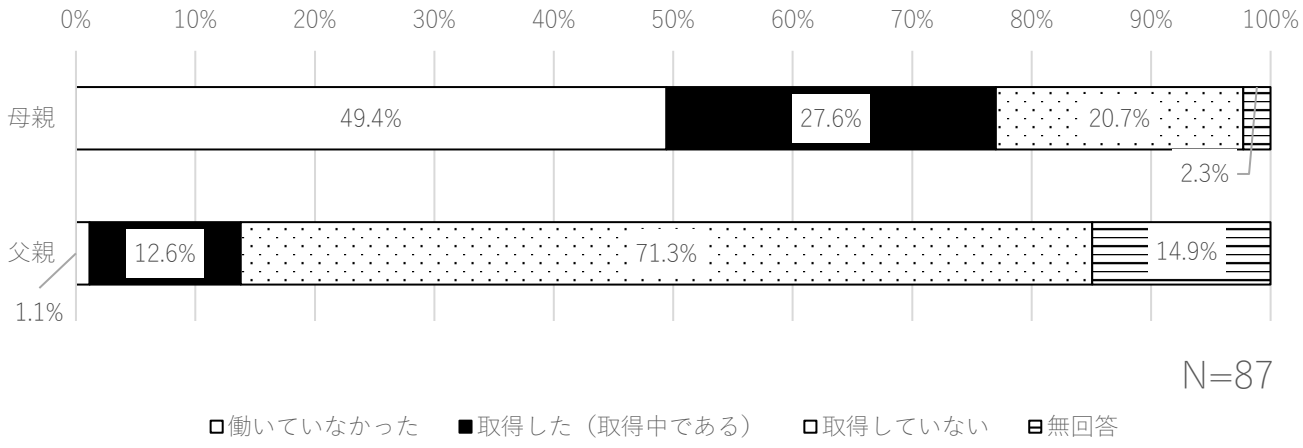

短期間勤務制度の利用状況

母親の短時間勤務制度利用状況については、「利用した」が 36.4%、「利用しなかった」が 45.5%でした。父親の短時間勤務制度利用状況については、「利用しなかった」が 90.0%でした。

〈短時間勤務制度利用状況〉

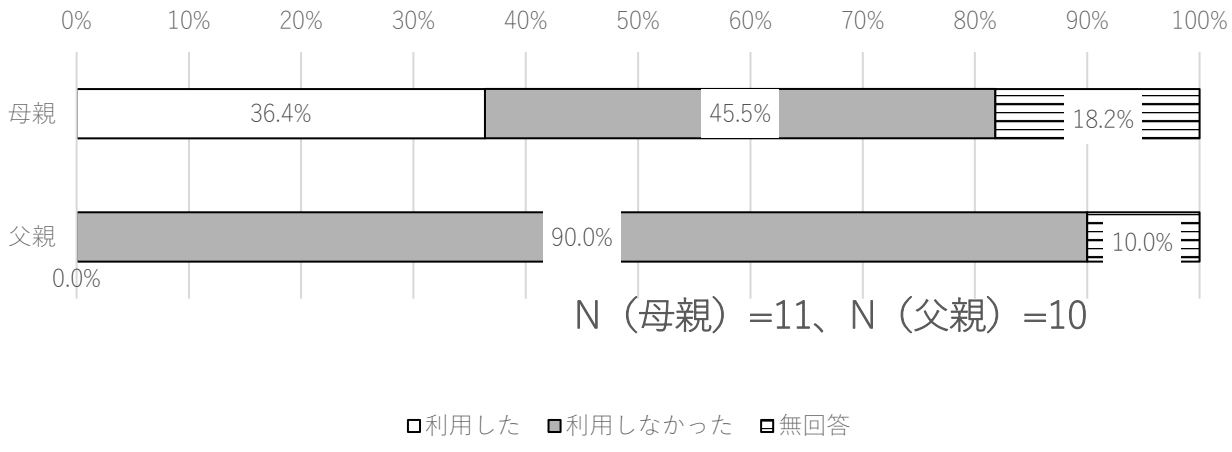

9）経済状況が世帯に及ぼす影響について

過去 1 年間における経済的理由での影響に関しては、「家族旅行（日帰り旅行含む）が出来なかった」が最も多く 10.3%でした。また少数ではありますが、「ご家族の食料を十分に買うことが出来なかった」が 5.7%、「電気・ガス・水道・電話料金を支払うことが出来なかった」1.1%でした。

〈経済的な理由でこの 1 年間に出来なかったこと〉

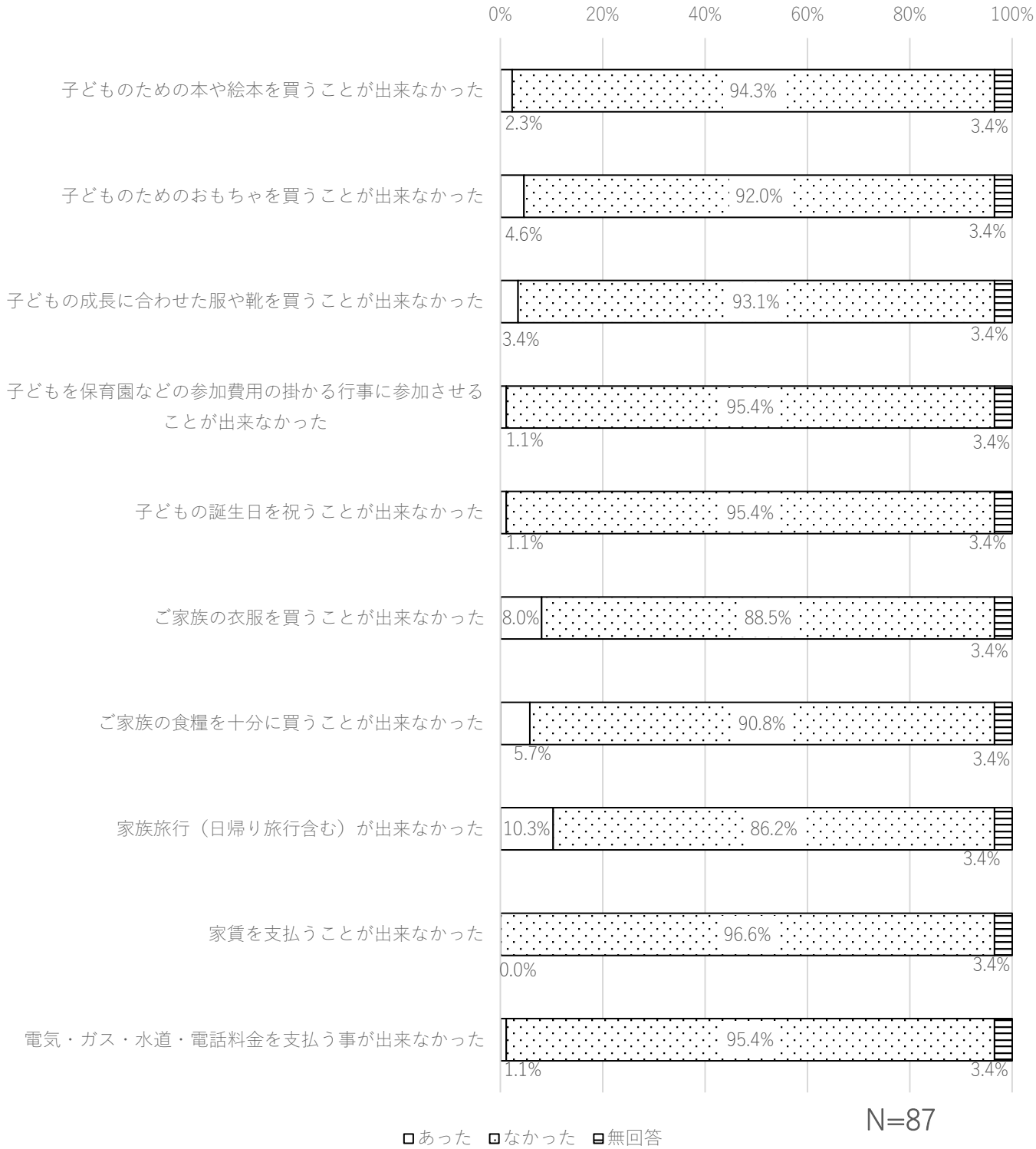

１０）居住地域での今後の子育て希望について

63.2%が「これからも子育てをしていきたいと思う・やや思う」と回答しました。また「これからも子育てをしていきたいと思わない・やや思わない」は 14.9%でした。「思わない」との回答を 1 点、「思う」との回答を 5 点とした場合に、今後の子育て希望の平均は、父島が 4.1 点、母島が 3.0 点、全体では 3.8 点でした。

〈居住地域における今後の子育て継続希望〉

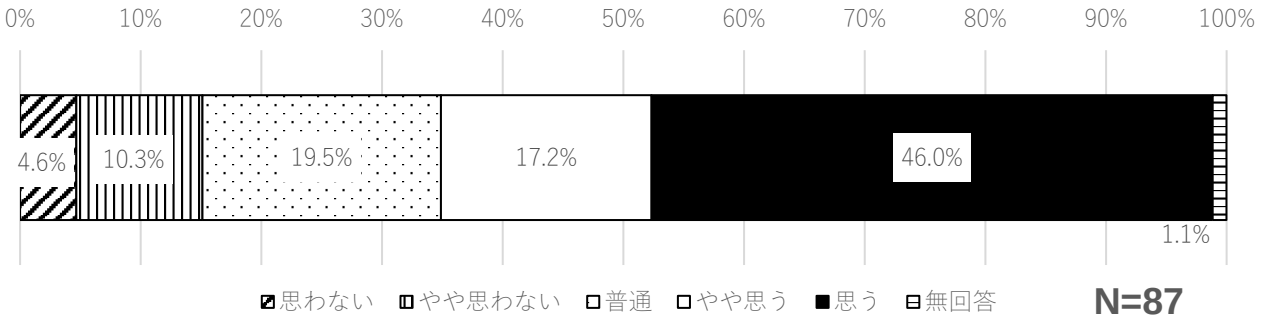

第3章

計画の概要について

1. 子ども・子育て支援法

【基本的視点】

子ども・子育て支援法は、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施を目的として、平成 24 年 8 月に制定されました。

【子どもの育ち及び子育てに関する理念】

国は「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において、子どもの育ち及び子育てに関する理念を次のように掲げています。

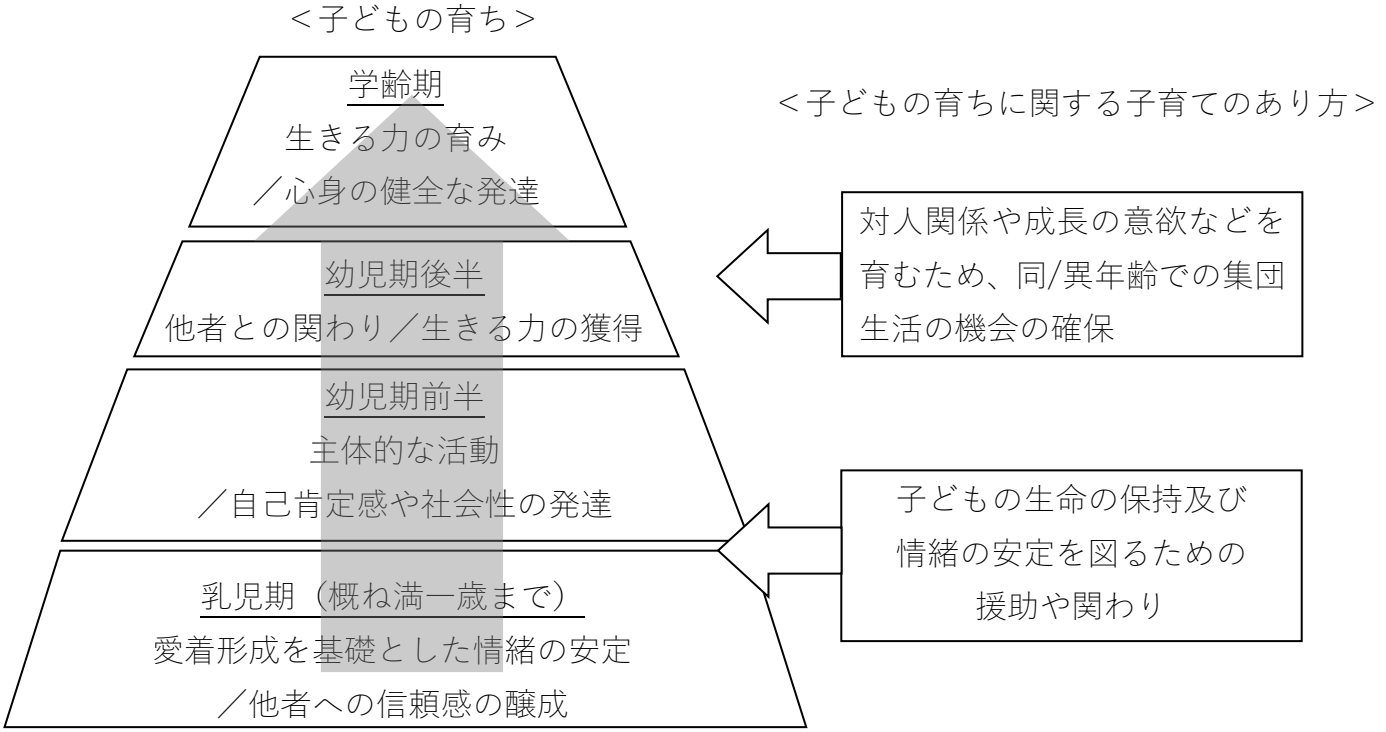

＜全ての家庭及び子どもに対する支援＞

・妊娠・出産期からの切れ目のない支援
・保護者の気持ちに寄り添った相談・適切な情報提供の実施
・発達段階に応じた子どもへの関わり方等に関する保護者の学びへの支援
・子どもの健全な発達のための良質な環境整備／地域の人材活用
・保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性の向上／適切な評価

＜子ども・子育て支援とは＞

・家庭は教育の原点であり、子育ての第一義的責任を有する。
・その上で、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについて責任を果たし、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに関する環境を整えることである。

【制度の全体像】

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援事業」は令和 6 年に子ども・子育て支援法改正により 6 事業が追加され、令和 7 年 4 月から新たに施行されます。当村においても国の施策に基づき、事業を展開していきます。

支援制度の主な改正ポイント

〇ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化
〇全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充
〇共働き・共育ての推進
〇子ども・子育て支援特別会計の創設
〇子ども・子育て支援金制度の創設

1. 子ども・子育て支援金制度

児童手当
・所得制限の撤廃
・高校生年代まで延長
・第 3 子以降は 3 万円に増額
＋
支給回数を年 6 回に

妊婦のための支援給付
妊娠・出産時に合わせて 10 万円の経済支援

出生後休業支援給付
育児給付率の手取り 10 割相当の実現

育児時短就業給付
時短勤務中に支払われた賃金額の 10%を支給

国民年金第 1 号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置
1 歳になるまでの期間の国民年金保険料を免除
（令和 8 年 10 月から）

2. 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業
②一時預かり事業
③放課後等児童健全育成事業
④地域子育て支援拠点事業
⑤妊婦健康診査事業
⑥乳児家庭全戸訪問事業
⑦養育支援訪問事業及び要保護児童等に対する支援に資する事業
⑧子育て短期支援事業
⑨ファミリー・サポート・センター事業
⑩延長保育事業
⑪病児・病後児保育事業
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
⑭妊婦等包括相談支援事業（新規）
⑮乳児等通園支援事業（新規）
⑯産後ケア事業（新規）
⑰子育て世帯訪問支援事業（新規）
⑱児童育成拠点事業（新規）
⑲親子関係形成支援事業（新規）

2. 本計画の理念・方針

【理念】

■基本的理念

第２期事業計画の基本理念を継承し、明日を担う子どもたち（輝ける次世代の大人たち）が、未来に夢を持ち、思いやりと豊かな心を持って生きいきと育つことができる村づくりを地域社会と共に目指します。

■基本的視点

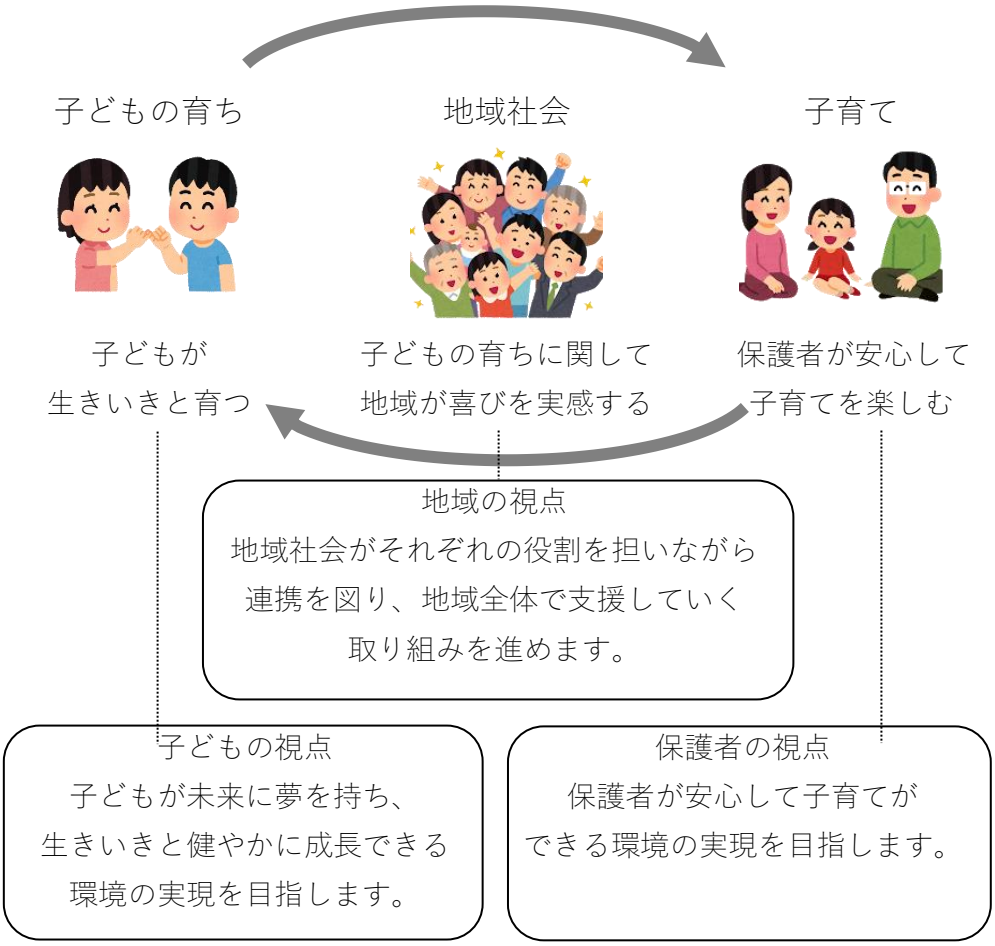

【方針】

当村は、超遠隔離島という地理的条件並びに、人口規模も少ないこと等から、特に、各法律体系に準じたサービス運営、専門職の継続的な確保等は困難を極めています。そのため、法定サービスの実施は厳しい状況ではありますが、独自事業などの子育て施策を実施しています。今後も次に掲げる方針のもとに、各子育て施策実施の可否について検討し、実現可能な事業から随時実施していけるよう調整を行っていきます。

●「子どもの最善の利益」に基づく子どもの健やかな育成と子育て支援の推進

●多様化するニーズに対する持続可能な施策の推進

●妊娠・出産期からの切れ目のない支援体制の構築

3. 事業計画の体系

本計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に則るとともに、当村の実状に合わせ以下の事業に関して計画に基づき推進していきます。

1. 教育・保育事業		基本的記載事項
2. 地域子ども・子育て支援事業	(1)利用者支援事業	
	(2)時間外保育事業(延長保育事業)	
	(3)放課後児童健全育成事業(学童)	
	(4)子育て短期支援事業	
	(5)乳児家庭全戸訪問事業	
	(6)養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	
	(7)地域子育て支援拠点事業	
	(8)一時預かり事業	
	(9)病児保育事業	
	(10)子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	
	(11)妊婦健康診査	
	(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業	
	(13)多様な主体の参入促進事業	
	(14)妊婦等包括相談支援事業（新規）	
	(15)乳児等通園支援事業（新規）	
	(16)産後ケア事業（新規）	
	(17)子育て世帯訪問支援事業（新規）	
	(18)児童育成拠点事業（新規）	
	(19)親子関係形成支援事業（新規）	
3. 幼児期の学校教育・保育※の一体的提供及び推進体制の確保	(1)認定こども園の普及	
	(2)幼稚園教諭・保育士の資質向上の支援	
	(3)教育・保育事業相互の連携・幼保小の連携	
4. その他の推進事業	(1)母子保健事業	任意記載事項
	(2)児童虐待防止対策	
	(3)障害児など特別な支援が必要な子どもに対する支援	

※　本計画における幼児期の学校教育・保育とは、幼稚園、保育等における教育・保育を指します。

4. 児童人口の予測

令和 2～6 年の年齢別人口及び令和 7～11 年の年齢別人口予測は以下の通りです。

当村においては今後、児童人口は減少すると予測されます。令和 7～11 年の予測は、住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）を基にコーホート変化率法を用いて算出しています。

■小笠原村児童人口（0～5 歳）の推移及び予測

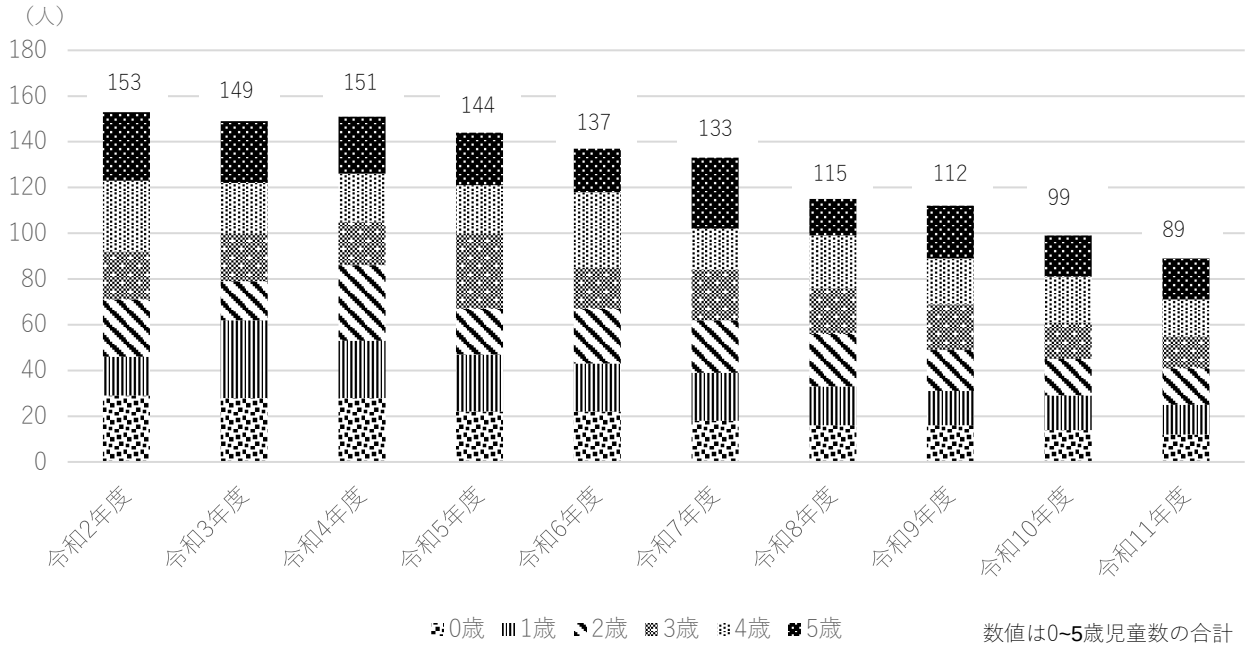

数値は0~5歳児童数の合計

■小笠原村児童人口（6～12 歳）の推移

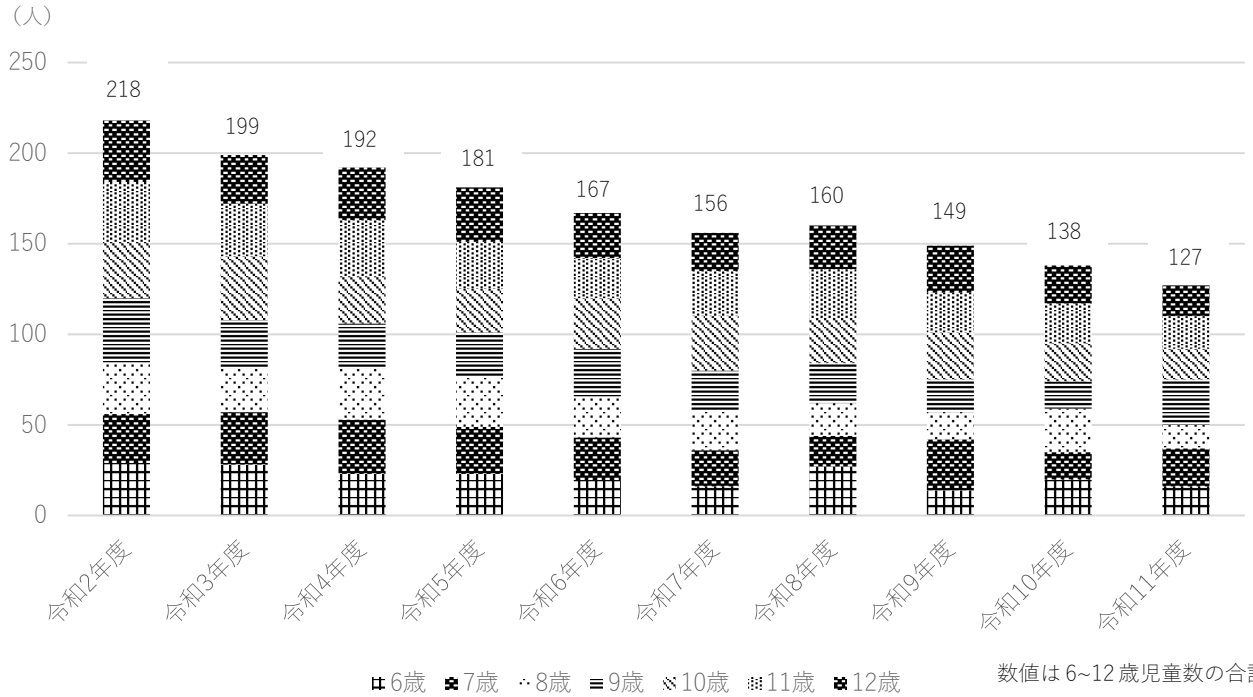

数値は 6~12 歳児童数の合計

第4章

事業評価

1. 第２期小笠原村子ども・子育て支援事業計画の数値目標の達成状況

第２期小笠原村子ども・子育て支援事業計画（令和２年度）で設定した数値目標及び教育・保育施設等の見込み量に係る達成状況は次の通りです。事業は概ね計画通り進捗しています。

１．教育・保育施設の認定量（R6 年４月１日）

■父島における１号認定相当及び２・３号認定量

R6 年度量	１号認定相当	２号認定	３号認定(２歳児)	３号認定(１歳児)	３号認定(０歳児)
実数（A）	26	38	4		
再掲）３歳児	9	10			
再掲）４歳児	12	17			
再掲）５歳児	5	11			
施設定員（B）	64	54	12		
再掲）(※1)私的契約	24				
再掲）ちびっこクラブ	40				
過不足(B-A)	38	16	8		

■母島における１号認定相当及び２・３号認定量

R6 年度量	１号認定相当	２号認定	３号認定(２歳児)	３号認定(１歳児)	３号認定(０歳児)
実数（A）	3	7	0		
再掲）３歳児	2	0			
再掲）４歳児	1	4			
再掲）５歳児	0	3			
施設定員（B）	30				
過不足(B-A)	20				

2. 地域子ども・子育て支援事業

	実績値				見込み量
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用者支援事業 実施箇所数 （基本・特定・子ども家庭センター型）	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
時間外保育事業 実施率 （父島・母島）	100%	100%	100%	100%	100%
放課後児童健全育成事業 実施数 （法定）	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
学童事業 （社協事業）	1 箇所 （父島）	1 箇所 （父島）	1 箇所 （父島）	1 箇所 （父島）	1 箇所 （父島）
子育て短期支援事業 短期入所生活援助事業・ 夜間養護等事業 実施箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
緊急時の児童の 預け先の整備 （村独自事業）	整備	整備	整備	整備	整備
乳児家庭全戸訪問事業 実施率	100%	100%	100%	100%	100%
養育支援訪問事業 実施箇所数	2 箇所 （父島・母島）	2 箇所 （父島・母島）	2 箇所 （父島・母島）	2 箇所 （父島・母島）	2 箇所 （父島・母島）
要対協 代表者会議 年間開催回数	2 回 （父島・母島）	2 回 （父島・母島）	2 回 （父島・母島）	2 回 （父島・母島）	1 回 （父島・母島 合同開催）
要対協 実務者会議 年間開催回数	2 回 （父島・母島）	2 回 （父島・母島）	2 回 （父島・母島）	2 回 （父島・母島）	2 回 （父島・母島）

	実績値				見込み量
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
要対協個別支援 会議実施率	100%	100%	100%	100%	100%
地域子育て支援拠点事業 実施箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
育児学級等の年間開催数 （村独自事業）	14 回	14 回	12 回	17 回	16 回
一時預かり事業 （一般型）	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
一時預かり事業 （余裕活用型）	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
めかじきっず （社協独自事業）		1 箇所 （父島）	1 箇所 （父島）	1 箇所 （父島）	1 箇所 （父島）
病児保育事業 （病児対応型・ 病後児対応型）	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
病児保育事業 （体調不良児対応型）	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
病児保育事業 （非施設型（訪問型））	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
子育て援助活動 支援事業 （ファミリー・サポート・ センター事業）	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
妊婦健康診査実施箇所	2 箇所 （村内）	2 箇所 （村内）	2 箇所 （村内）	2 箇所 （村内）	2 箇所 （村内）
実費徴収に係る補足給付を 行う事業	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
多様な主体が本制度に参入す ることを促進するための事業	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
出生数	27 人	27 人	23 人	23 人	20 人 R6.12.31 現在
母子健康手帳 交付件数	26 件	18 件	28 件	26 件	15 件 R6.12.31 現在

※出生数と母子健康手帳交付数は手帳交付市町村と出生時の住所地に差異があり数が大きく異なる年度がありますが、小笠原村のおいては、期間中の母子手帳交付割合はすべて 100%です。

3. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

■認定こども園に関して

定期的に開催されている保育園連絡会等の場を活用しながら、教育･保育所などの意向を尊重し、認定こども園に関する情報提供を行うという基本方針のもと、情報提供を実施しています。

■幼稚園教諭・保育士の資質向上の支援に関して

令和元年度より保育園の質の向上に努めるという基本方針のもと、年２回外部専門家を招聘、保育園を巡回し、保育士に対してのアドバイス等を行い、保育園の質の向上に努めています。

■教育・保育事業相互の連携・幼保小の連携に関して

1）教育・保育施設の相互連携

教育・保育施設は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うことから、地域における子ども・子育て支援事業等と連携を図るとともに、必要に応じて支援を行っております。

2）保育園から小学校への円滑な接続の支援

子どもの育ちの連続性を確保するため、保育施設と小学校、更には母子保健部署において、個人情報に配慮しながら、子ども一人ひとりの発達の過程や健康の状況などの情報共有の実施に関して、教育・福祉・保健分野において連携を図っています。

第5章

事業計画

1. 教育・保育事業

【教育・保育の提供区域の設定】

子ども・子育て支援事業計画の策定において、国は各自治体において「教育・保育の提供区域」を設定することを義務付けています。

区域の範囲に関しては各自治体の裁量に任されており、当村においては、居住実態のある島が父島及び母島の二島であることから、島ごとの区域として設定し、村全体では 2 区域と設定します。2 区域ごとに教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」を定めます。

【基本指針】

■就学前における集団生活の場の保障

当村には認定こども園や幼稚園等の教育施設は整備されておらず、国の基準に基づいた保育の必要性が認められない家庭における児童に関しては、集団生活の場の確保が困難となっております。そのため、特に就学前 1 年間（年長児）において保育の必要性が認められない家庭における児童に対しても、集団生活を保障するため、私的保育として保育園を利用できるよう施設定員を調整します。

また 3 歳以降の児童（年長児を除く）に対しても、希望する児童に対して集団生活の場を保障するため、社協事業である「ちびっこクラブ」への補助金や保育園の状況に応じた私的保育の実施等を推進します。

■保育の質の向上

家庭環境など児童を取り巻く環境の変化を踏まえ、保育の質の確保に注力し、時代にあった保育の提供が可能となるために、専門家の保育園視察や内地での研修を通じて最新の保育技術や知識を学ぶ支援を今後も継続して行います。

■保育受け入れ年齢の現状維持

当村は、超遠隔離島という地理的条件等により、0 歳児及び 1 歳児の保育ニーズはあるものの、現在の保育受け入れ年齢の拡充を図ることは困難な状況です。保育の受け入れは困難ですが、関係機関と連携を図り、子育て中の保護者を対象とした支援を行います。

【教育・保育の量の見込み】

■教育・保育の必要性の認定区分について

子ども・子育て支援法では、第 19 条第 1 項 1 号から 3 号として、教育・保育を必要とする子どもを以下の通り認定しています。当村においても、その区分に応じた教育・保育の量の見込みを推計し確保します。なお、当村には 1 号認定対象施設（教育施設）は存在せず、保育園の状況に応じて私的保育として、1 号認定相当児を保育園にて保育しています。また、法定施設ではありませんが、父島において「ちびっこクラブ」が 1 号認定相当児のうち、3,4 歳児の受入れを行っています。

種別	区分	対象	村内該当施設
教育標準時間認定	1 号認定（3～5 歳）	専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭	該当施設なし
保育認定	2 号認定（3～5 歳）	共働き家庭等	保育所
	3 号認定（0～2 歳）	共働き家庭等	保育所

■認定区分に応じた量の見込みについて

当村では該当施設が無いため 1 号認定児は 0 名となっています。そのため、3～5 歳の各年齢児童数から 2 号認定児童数を除した児童数を 1 号認定相当児童数として、算出しました。また、令和 11 年度における 2 号認定及び 3 号認定の見込み量は、令和 6 年 4 月 1 日現在の年齢別全児童数における 2 号及び 3 号認定児童割合を、人口推計に基づいた令和 11 年 4 月 1 日の推計児童数に乗じた量を各認定見込み量としています。

・各年齢における見込み量：令和 11 年 4 月 1 日の推計児童数×各年齢認定児童割合

・1 号認定相当見込み量：令和 11 年 4 月 1 日の推計児童数-2 号認定見込み量

【年齢別全児童数における 2 号及び 3 号認定見込み児童数(令和 11 年度)】

	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
父島	3 人	9 人	11 人	13 人
母島	※	3 人	3 人	3 人

※母島では、2 歳児クラスの受け入れを満 3 歳からとしているため、当該値は記載していません。

■見込み量の算出に用いる令和 11 年 4 月 1 日の推計児童数

	村全体	父島	母島
0 歳	15	12	3
1 歳	16	13	3
2 歳	19	16	3
3 歳	17	14	3
4 歳	19	16	3
5 歳	21	18	3

※コーホート変化率法を基に村全体及び父島は算出。母島は出生数が少なくコーホート変化率法を用いると 0 となるため、直近 5 年間の平均である 3 を代入している。

【教育・保育施設の見込み量と過不足分（令和 11 年度 4 月 1 日)】

■父島における 1 号認定相当及び 2・3 号認定見込み量

令和 11 年度 見込み	1 号認定 相当	2 号認定	3 号認定 (2 歳児)	3 号認定 (1 歳児)	3 号認定 (0 歳児)
見込み量（A）	22	33	3		
再掲）3 歳児	9	9			
再掲）4 歳児	7	11			
再掲）5 歳児	6	13			
施設定員（B）	70	54	12		
再掲）(※1)私的契約	30				
再掲） ちびっこクラブ	40				
過不足(B-A)	48	21	9		

※1 保育園私的契約定員：

α（保育園定員－2・3 号認定見込み量）と β（1 号認定相当 5 歳児）のいずれか多い数

■母島における 1 号認定相当及び 2・3 号認定見込み量

令和 11 年度 見込み	1 号認定 相当	2 号認定	3 号認定 (2 歳児)	3 号認定 (1 歳児)	3 号認定 (0 歳児)
見込み量（A）	1	10	0		
再掲）3 歳児	0	4			
再掲）4 歳児	1	3			
再掲）5 歳児	0	3			
施設定員（B）	母島の 2～5 歳推計人口計は、母島保育園定員である 30 名を超過しないため、希望する全ての児童が入園可能と予測されます。				
過不足(B-A)					

なお、父島母島両保育園において、1 歳児保育及び 0 歳児保育は未実施であり、今計画中において 1 歳児保育及び 0 歳児保育の実施予定はないため、見込み量の算出は行いません。

【教育・保育の確保方策】

父島・母島両島において、3 歳児以上の児童に関して、各島の社会資源を活用し、希望する児童の集団生活を保障します。保育園の入所基準については、指数化をもとに、より保育の必要性を明確化する仕組みで判定しております。

2. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じ、本計画に従って実施する事業の総称です。地域の子ども・子育て支援の充実に向けて、超遠隔離島による地理的な事情も考慮に入れながら、地域特性や個々のニーズに基づいたサービスを実現し、地域子ども・子育て支援事業を充実させるべく、事業実施について検討していきます。

【利用者支援事業】

子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業などの中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で相談や情報提供、助言等必要な支援を行う事業です。利用者支援と地域連携の 2 つの柱で構成された「基本型」、子育て家庭等からきたサービスに関する相談に応じ地域における保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援を行う「特定型」、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全ての子どもと家庭に対して個々の家庭に応じた支援を切れ目なく対応する「子ども家庭センター型」の３つの類型があります。

現状

■法定事業

実施の有無	サービス名	備考
×	利用者支援事業（基本型）	村役場村民課にて、子ども及びその保護者が教育・保育施設や地域における様々な事業を適切に選択し、円滑に利用できるよう支援を行っていますが、専任職員（利用者支援専門員）の配置が無いため、法定事業の基準を満たしていません。
×	利用者支援事業（特定型）	
×	利用者支援事業（子ども家庭センター型）	現在、子ども家庭センターの設置を検討中です。

■当村独自事業

実施の有無	事業名	備考
○	相談業務	村民課の保健師が中心となり庁内及び他機関と連携を取りながら、子ども及びその保護者が教育・保育施設や地域における様々な事業を適切に選択し、円滑に利用できるよう支援を行っています。子ども家庭センター設置後は法定事業への実施に向けて検討中です。

量の見込み

■量の見込みと確保方策

現状において利用者支援事業の実施には、専任職員（利用者支援専門員）の配置が必要であり、事業実施は困難ですが、こども家庭センター型の事業実施に向け、検討を重ねていきます。

	実績値	見込み量				目標量
	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
利用者支援事業 実施箇所数 （子ども家庭センター型）	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	1 箇所

【時間外保育事業（延長保育事業）】

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状

■法定事業

実施の有無	サービス名	備考
○	時間外保育事業 （父島保育園）	通常保育時間（8：45～16：00）以外に、特例（延長）保育（7：45～17：15）を実施しています。また、家庭の必要性に応じて土曜午前中に特例（延長）保育を実施しています。
○	時間外保育事業 （母島保育園）	通常保育時間（8：45～16：15）以外に、特例（延長）保育（7：45～17：15）を実施しています。土曜保育は実施していません。

量の見込み

■量の見込みと確保方策

定期船の運航スケジュールに応じた土曜日や平日の利用時間について更なる延長を求める声が寄せられていますが、現状の保育園の体制においては、更なる時間延長は保育士の勤務体系上実施は困難な状況です。必要性の認められる家庭が、時間外保育事業を利用できるようことは困難である一方、託児事業などとの連携で制度を利用しやすい環境を構築してまいります。

	実績値	見込み量				目標量
	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
時間外保育事業実施率 （父島・母島）	100%	100%	100%	100%	100%	100%

【放課後児童健全育成事業（学童クラブ）】

保護者が就労等により放課後帰宅しても家庭にいない児童に対して、放課後等に安全・安心な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、夏休み等の長期休暇中の実施も含まれます。

現状

■法定事業

実施の有無	サービス名	備考
×	放課後児童健全育成事業（父島・母島）	父島において、学童クラブ事業（とびうおクラブ）を実施していますが、開所日数等法定基準を満たしていません。

■当村独自事業

実施の有無	事業名	備考
○	学童クラブ事業（とびうおクラブ）（社協事業）	父島において小学１～３年の児童のうち、学童保育の利用が望ましい小学 1~3 年生を対象とした安心・安全な遊びや生活の場を提供しています。

量の見込み

■量の見込みと確保方策

現状において法定の放課後児童健全育成事業は困難ですが、社会福祉協議会により父島において実績を積み上げ実施しているとびうおクラブは、ニーズを反映した取り組みが継続されています。母島における事業実施については人員確保等の点から困難を極めています。しかしながら、母島においては、地域の困りごととして、保護者からの相談に基づき、母島社会福祉協議会において、「母島子ども見守り」事業として令和５年度より試行開始しています。

また、令和６年度調査より、放課後学童クラブの利用希望は、長期休業中において「低学年の間は利用したい」は 46.4%、「高学年になっても利用したい」は 17.9%でした。また、土・日祝の利用希望は土曜日の「低学年の間は利用したい」は 28.6%、日祝は 26.7%、土曜日の「高学年になっても利用したい」は 21.4%、日祝は 6.7%との結果となっており、その利用希望は高くありません。そのため、より利用希望の高い長期休業中の低学年を対象とした現事業を、継続していきます。

障害児に関する場の提供として、障害児学童事業（父島のみ）を実施しています。法定の基準を満たすことは困難ではありますが、社会福祉協議会が実施していきます。

	実績値	見込み量				目標量
	令和 6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
放課後児童健全育成事業 実施数 （法定）	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
学童事業 （通称：とびうおクラブ） （社協事業）	1 箇所 （父島）	1 箇所 （父島）	1 箇所 （父島）	1 箇所 （父島）	1 箇所 （父島）	1 箇所 （父島）
障害児学童事業 （通称：タートルズ） （社協事業）	1 箇所 （父島）	1 箇所 （父島）	1 箇所 （父島）	1 箇所 （父島）	1 箇所 （父島）	1 箇所 （父島）

【子育て短期支援事業】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な養育・保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

現状

■法定事業

実施の有無	サービス名	備考
×	短期入所生活援助事業 （ショートステイ事業）	保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、原則 7 日間以内で宿泊を伴う児童の養育・保護を行います。
×	夜間養護等事業 （トワイライトステイ事業）	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間や休日に児童の養育が困難である場合に、当該児童の保護・生活指導・食事の提供等を行います。

量の見込み

■量の見込みと確保方策

当村は、超遠隔離島という地理的条件等により、各法律体系に準じた地域において求められる子育て短期支援事業を整備することは困難な状況です。しかしながら、令和 6 年度調査において、全体の 3/5 の保護者が日常・緊急時の児童の預け先があることが分かりますが、一方で 2/5 の保護者は児童の預け先がありません。特に保護者の入院や育児疲れ等による児童の養育困難な状況は、ネグレクト等児童虐待に繋がる恐れが非常に強く、早急な対応が求められます。村は関係機関と連携を図り各種虐待防止法等含めた緊急時の児童の一時的な預け先に関し、体制整備をしております。具体的な場所や施設数等は、保護の趣旨等の理由により公表していません。

サービス名	実績値	見込み量				目標量
	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
短期入所生活援助事業実施箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
夜間養護等事業実施箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
緊急時の児童の預け先の整備（村独自事業）	整備	整備	整備	整備	整備	整備

【乳児家庭全戸訪問事業】

児童福祉法第6条に基づき、生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

現状

■法定事業

実施の有無	サービス名	備考
○	乳児家庭全戸訪問事業	当村では、母子保健法第11条及び第17条に基づく新生児・産婦訪問指導事業と併せて実施しています。村役場村民課の保健師が家庭を訪問・面接をし、全ての新生児等の養育に関する相談・指導、産婦の健康や育児の悩み等の相談を行う事業として実施しています。

■当村独自事業

実施の有無	事業名	備考
○	助産師による訪問・面接事業	医療課の助産師が家庭訪問若しくは面接にて、全ての新生児等の養育に関する相談・指導、産婦の健康や育児の悩み等の相談を行う事業として実施しています。

量の見込み

■量の見込みと確保方策

令和6年度の新生児･産婦訪問の実施率は100%（里帰り先自治体への訪問依頼を含む、見込値）となっており、今後も実施率100%を目標とします。

また、小笠原村では妊娠から出産まで切れ目のない支援を目指し、従来の保健師による家庭訪問に加え、医療課助産師による訪問・面接を無償で実施しております。

サービス名と見込み項目	実績値	見込み量				目標量
	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
訪問・面接実施率（保健師）	100%（見込値）	100%	100%	100%	100%	100%
訪問・面接実施率（助産師）	100%（見込値）	100%	100%	100%	100%	100%

【養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する専門的な指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法第25条の2に基づき、虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うための協議を行う場です。要保護児童対策地域協議会における地域のネットワークを活用しながら、要保護児童等に対して適切な支援を実施しています。

現状

■法定事業

実施の有無	サービス名	備考
○	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、村役場村民課保健師が家庭訪問にて支援を実施しています。 ヘルパー等を用いた家事等の援助に関しては実施していません。
○	要保護児童対策地域協議会	小笠原村子ども家庭支援センターが調整機関として、本協議会を運営しています。年1回の都児童相談センターの巡回相談にあわせ代表者会議などを開催しています。

量の見込み

■量の見込みと確保方策

今後も継続して、養育支援訪問事業を父島母島の両島において実施します。また、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」と略す。）は、引き続き児童相談センター等と連携してまいります。

サービス名と見込み項目	実績値	見込み量				目標量
	令和 6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
養育支援訪問事業実施箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
要対協代表者会議年間開催回数	1 回（父島・母島合同開催）	1 回（父島・母島合同開催）	1 回（父島・母島合同開催）	1 回（父島・母島合同開催）	1 回（父島・母島合同開催）	1 回（父島・母島合同開催）
要対協実務者会議年間開催回数	2 回（父島・母島）	2 回（父島・母島）	2 回（父島・島）	2 回（父島・母島）	2 回（父島・母島）	2 回（父島・母島）
要対協個別支援会議実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

【地域子育て支援拠点事業】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。常設の子育て支援拠点にて子育て支援に関する取組みを実施する「一般型」、児童福祉施設等子育て支援に関する施設において子育て支援のための取組みを実施する「連携型」の 2 つの類型があります。

現状

■法定事業

実施の有無	サービス名	備考
×	地域子育て支援拠点事業（一般型）	村役場村民課にて、育児学級等における子育てに関する相談・援助の実施や地域の子育て関連情報の提供等を行っていますが、実施場所の要件や開設日数等、法定事業の基準を満たしていません。
×	地域子育て支援拠点事業（連携型）	

■当村独自事業

実施の有無	事業名	備考
○	育児学級	役場窓口における子育て相談だけでなく、村民課保健師が医療課栄養士等の協力を得ながら、育児学級（離乳食、幼児食、歯科、卒乳、ベビーヨガの計５学級）などを実施し、子育てに関する相談・援助を行っています。
○	子育てセミナー	年２回内地より子育てに関する専門家が来島し、乳幼児及びその保護者もしくは関係者に対して講演会等を実施しています。
○	専門職による個別相談	年２回内地より子育てに関する専門家が来島し、乳幼児及びその保護者に対して個別相談を実施しています。
○	親子教室（新規）	月１回保育士と保健師が、遊びを通じて親が子どもへの関わり方を学ぶ場を提供しています。１歳半健診後３歳児健診までの経過観察の場でもあります。
○	子育てサークル（地域保護者）	父島母島共に地域の保護者が中心となり、子育てサークルを開催しています。特に就園前など多くの幼児の参加が見られます。 社会福祉協議会による福祉団体助成事業団体 父島：小笠原おはなし会、はぴはぴキッズ、ザトウ親子の会、親子クラブ、おがっ子ひろば 母島：やしっこ

量の見込み

■量の見込みと確保方策

調査においても、親子の過ごせる場を求める声は大きいですが、現状において子育て支援拠点事業の実施には、専任職員の必須配置や開設日数等の制限があるため、人材確保等の観点から事業実施は困難です。しかしながら、既に開始している育児学級の内容充実等、乳幼児及び保護者が相互に交流できる場の拡充に向け、今後も検討を重ねていきます。

サービス名と 見込み項目	実績値	見込み量				目標量
	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
地域子育て支援 拠点事業 （一般型・連携型） 実施箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
育児学級等の 年間開催数 （村独自事業）	16 回 （見込値）	18 回	18 回	18 回	18 回	18 回
子育てセミナー 実施回数	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
専門職による個別相談 実施回数	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回	2 回
親子教室 実施回数	22 回 （見込値）	22 回	22 回	22 回	22 回	22 回
子育てサークル （地域保護者） 助成団体数	6 団体	6 団体	6 団体	6 団体	6 団体	6 団体

【一時預かり事業】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難になった子どもについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。一時預かり事業には、一般型、余裕活用型、幼稚園型、訪問型、地域密着型等いくつかの種類があります。

現状

■法定事業

実施の有無	サービス名	備考
×	一時預かり事業（一般型）	在宅で育児をしている保護者が、通院、通学、短時間の就労等の理由で家庭での保育が一時的に困難になった場合に、保育所等において一時的に預かる事業です。
×	一時預かり事業（余裕活用型）	上記の理由の際に、保育所等において利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時的に預かる事業です。
×	一時預かり事業（幼稚園型）	上記の理由の際に、認定こども園・幼稚園の１号認定児を、一時的に預かる事業です。
×	一時預かり事業（訪問型）	上記の理由の際に、児童の居宅において一時預かりを実施します。

■当村独自事業

実施の有無	事業名	備考
○	めかじきっず（社協事業）	社会福祉協議会の事業として、父島において、生後６ヶ月～就学前の乳幼児を対象に、保護者の就労やリフレッシュ等で預かりが必要な乳幼児に対して、有償で預かりを行います。
○	ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）	民間のベビーシッターを利用した際に、東京都の要綱に基づき利用料の助成制度を実施しております。

量の見込み

■量の見込みと確保方策

現状において法定の一時預かり事業の実施は、人材確保等の観点から事業実施は困難ではありますが、社会福祉協議会が独自事業として父島において預かり事業を実施しております。預かり事業に関するニーズは高く、調査においても約６割の人が不定期の預かり事業に関する利用希望があることが分かります。今後も村独自事業としての実施含め、検討を重ねていきます。令和６年度よりベビーシッター利用料金を助成するベビーシッター利用支援事業を都の支援を得て開始しました。今後も事業の多角的な実施に向けて検討を重ねていきます。

実際に整備されている父島の実利用状況と利用希望との関連性をみると、母島において整備した際に実際の利用率が高いことは想定しにくいですが、“何かあった時”に備え、事業実施方法を含め今後も事業の実施に向けた検討を重ねていきます。

サービス名と見込み項目	実績値	見込み量				目標量
	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
一時預かり事業（一般型）	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
一時預かり事業（余裕活用型）	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
一時預かり事業（幼稚園型）	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
一時預かり事業（訪問型）	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
めかじきっず（社協独自事業）	1 箇所（父島）	1 箇所（父島）	1 箇所（父島）	1 箇所（父島）	1 箇所（父島）	1 箇所（父島）
ベビーシッター利用実人数	9 人	10 人	10 人	15 人	15 人	20 人

【病児保育事業】

病児について病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。病児対応型・病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型（訪問型）があります。

現状

■法定事業

実施の有無	サービス名	備考
×	病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）	当面症状の急変は認められないが、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難である場合に、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に預かる事業です。
×	病児保育事業（体調不良児対応型）	保育所等で保育中に体調不良となった児童等を一時的に預かる事業です。
×	病児保育事業（非施設型（訪問型））	病児・病後児に対し、看護師等が保護者の自宅へ訪問し、一時的に預かる事業です。

量の見込み

■量の見込みと確保方策

当村は超遠隔離島という地理的条件等により、各法律体系に準じたサービス運営、専門職の継続的確保等は困難な状況であり、病児保育事業の当村内での実施は困難です。

サービス名と見込み項目	実績値	見込み量				目標量
	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
病児保育事業（病児対応型・病後児対応型）	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
病児保育事業（体調不良児対応型）	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
病児保育事業（非施設型（訪問型））	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

【子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業)】

就学児の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

現状

■法定事業

実施の有無	サービス名	備考
×	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業)	法定基準を満たす会員数の確保や他自治体との共同実施等が困難な状況であり、実施には至っていません。

量の見込み

■量の見込みと確保方策

当村は、超遠隔離島という地理的条件等により、法定基準を満たす会員数の確保や他自治体との共同実施等が困難な状況であり、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の当村内での実施は困難です。保護者以外の養育支援者が少ない保護者であっても安心して子育てを行うことができるよう、今後も母子保健事業等子育て支援の充実を図ります。

サービス名と見込み項目	実績値	見込み量				目標量
	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業)	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

【妊婦健康診査】

母子保健法第 13 条に基づき、小笠原村に居住する妊産婦の健康の保持・増進を図るため、健康診査を行う事業です。令和 6 年度より特定の助産施設での妊婦健診も助成の対象となりました。

現状

■法定事業

実施の有無	サービス名	備考
○	妊婦健康診査	小笠原村では、母子手帳交付の際に 14 回分（多胎は 20 回分）の妊婦健康診査受診票及び 4 回分の妊婦超音波検査受診票を交付し、医療機関等に委託して実施しています。

量の見込み

■量の見込みと確保方策

当村の医療機関においては安全面等の理由から島内での分娩には対応しておらず、全ての妊産婦は妊娠 32 週～産後 1 か月の期間に村外に居住します。そのため、当村にて交付する妊婦健康診査等受診票を利用できない施設を自費で受診する場合も数多くあります。当村では全ての対象者が円滑に事業を利用できるよう、妊婦健康診査等受診票の範囲内で自費受診分の払い戻しを実施しています。今後も同事業を継続実施し、全ての対象者が円滑に事業を利用出来るよう支援します。

サービス名と見込み項目	実績値	見込み量				目標量
	令和 6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
事業利用者率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

【実費徴収に係る補足給付を行う事業】

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

現状

■法定事業

実施の有無	サービス名	備考
×	実費徴収に係る補足給付を行う事業	法定事業の実施はありませんが、村内の全ての認可保育所及び無認可保育所に助成を行っており、認可保育所及び無認可保育所に通園する全ての児童を無償化の対象としています。

量の見込み

■量の見込みと確保方策

今後も法定事業として実施見込みはありませんが、村内保育施設の無償化を継続してまいります。

【多様な主体の参入促進事業】

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定子ども園で受入れるための職員の加配を促進する事業です。

現状

■法定事業

実施の有無	サービス名	備考
×	多様な主体の参入促進事業	当村においては、超遠隔離島であり、また小規模自治体のため、新たな新規参入する事業者の見込みはありません。

量の見込み

■量の見込みと確保方策

村外からの参入する事業者の見込みはありませんが、村内においてベビーシッター利用助成を継続するとともに、ベビーシッターの増員を図ってまいります。

【妊婦等包括相談支援事業】（新規）

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談事業）を行う事業として新設され、母子保健法の事業との連携確保について定めるとともに、子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業に位置付けられています。

現状

■法定事業

実施の有無	サービス名	備考
○	妊婦等包括相談支援事業	小笠原村では、妊娠届出時、妊娠中期及び産後に保健師が全妊産婦に対して訪問または面接を行い、妊娠、育児に関する情報提供を行うと共に、相談にも応じています。

量の見込み

■量の見込みと確保方策

全ての妊産婦に対して保健師が訪問または面接を行っています。今後も継続実施し、全ての妊産婦が安心して妊娠生活、出産を迎えられるように支援します。

サービス名と見込み項目	実績値	見込み量				目標量
	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
訪問・面接実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

【乳児等通園支援事業】（新規）

利用対象者は、満3歳未満で保育所等に通っていない子どもであり、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能となる事業です。

現状

■法定事業

実施の有無	サービス名	備考
×	乳児等通園支援事業	子どもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付です。

量の見込み

■量の見込みと確保方策

国の方針では令和 8 年度から本格実施が予定されていますが、法体系に準じた事業を整備することは困難な状況です。令和6年度調査では私用、親の通院、不定期の就労などの目的で不定期に利用してる事業は8割以上が「利用していない」と回答していますが、就労要件を問わず、時間単位で柔軟利用できるサービスの潜在的なニーズはあるため、一時預かり利用支援事業など他のサービスも併せて検討します。

サービス名と見込み項目	実績値	見込み量				目標量
	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
乳児等通園支援事業実施箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

【産後ケア事業】（新規）

母親への身体的ケア、適切な授乳が実施できるためのケア（乳房のケアを含む)、心理的ケア、育児の手技についての具体的な指導及び相談、家族等の身近な支援者との関係調整、地域で育児をしていく上で必要な社会的資源の紹介等を行うものです。

現状

■法定事業

実施の有無	サービス名	備考
×	産後ケア事業（短期入所型、通所型、居宅訪問型）	村内の施設で短期入所、通所は難しく、また居宅訪問型においても人員の問題から実施には検討が必要です。

量の見込み

■量の見込みと確保方策

令和 6 年度調査では産後ケアを約 4 割が「今後も利用したい」と答えており、当村においては産後内地に滞在中の期間の利用助成を検討します。

【子育て世帯訪問支援事業】（新規）

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

現状

■法定事業

実施の有無	サービス名	備考
×	子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員の確保が困難な状況にあり、実施には至っておりません。

量の見込み

■量の見込みと確保方策

法定事業の実施には至っておりませんが、村民課福祉係の保健師が親子教室や育児学級を通じて子育てに関する悩みや相談に応じるとともに、必要が認められる家庭には訪問支援を行っています。

サービス名と見込み項目	実績値	見込み量				目標量
	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
家庭訪問実施率（必要が認められる家庭）	100%	100%	100%	100%	100%	100%

【児童育成拠点事業】（新規）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

現状

■法定事業

実施の有無	サービス名	備考
×	児童育成拠点事業	施設及び支援員の確保が困難な状況であるため、実施には至っておりません。

量の見込み

■量の見込みと確保方策

不適切な養育状態のある児童、不登校の児童、家庭以外に居場所がない児童に関しては、村民課福祉係の保健師が中心となり関係機関と連携しながら訪問指導等を行っています。

サービス名と見込み項目	実績値	見込み量				目標量
	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
訪問指導実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

【親子関係形成支援事業】（新規）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ること事業です。

現状

■法定事業

実施の有無	サービス名	備考
×	親子関係形成支援事業	法定事業としての要件を満たしておらず、実施には至っておりません。

量の見込み

■量の見込みと確保方策

令和 6 年度より、父島、母島両島において、保育士による親子教室を開催しております。親子教室を通じて、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等を学ぶ場とするとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を提供しています。

サービス名と見込み項目	実績値	見込み量				目標量
	令和 6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
親子教室開催回数	22 回（見込値）	22 回	22 回	22 回	22 回	22 回

3. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

地域において安心して子育てのできる環境の整備には、教育・保育に関して十分な量の整備を行う必要があることは言うまでもありません。しかしながら、行政の果たす役割としては量の整備のみに留まらず、提供される教育・保育の質の維持向上に取組む必要性があります。当村は以下の視点を踏まえながら、量と質の両面から推進します。なお、本計画における幼児期の学校教育・保育とは、幼稚園、保育等における教育・保育を指します。

【認定こども園の普及に関する基本的考え方】

■事業の概要

認定こども園は、保護者の就労状況に関わらず、新制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として、その普及のための事業を実施することとなっています。

■小笠原村の現状

実施の有無	サービス名	備考
×	認定こども園	当村には認定こども園は未設置であり、現段階では具体的な設置予定はありません。

【幼稚園教諭・保育士の資質向上の支援】

■事業の概要

質の高い教育･保育を提供するためには､幼稚園教諭や保育士の資質の向上が必要不可欠であり、資質向上に関する事業を実施します。

■小笠原村の現状

実施の有無	サービス名	内容
○	子育て支援事業（専門職来島）	子育て支援事業として、年２回専門職来島時に個別相談のみでなく、保育園の巡回相談を行っています。

■方針

当村には幼稚園の設置はありませんが、質の高い保育の提供は目指すべき姿であります。専門家の保育園巡回等を活用しながら、今後も継続して保育園の質の向上に努めてまいります。

【教育・保育事業相互の連携・幼保小の連携】

■事業の概要

妊娠・出産から学齢期までの一貫した支援の実施を目的として、事業を実施します。

■小笠原村の現状

実施の有無	サービス名	内容
○	保育園による小学校見学	保育園年長児が小学校見学を行うと同時に、小学校より教員が実際に保育園に来園し、保育園での児の状況などを確認し、スムーズな就学を目指します。
○	小学校による保育園見学	
○	就学支援シート（教育委員会）	次年度小学校入学予定児の保護者のうち、希望する保護者は、家庭及び所属先での児の様子を、就学支援シートを用いて小学校に紙面にて伝えることができます。

■方針

1）教育・保育施設の相互連携

教育・保育施設は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うことから、地域における子ども・子育て支援事業等と連携を図るとともに、必要に応じて支援を行うものとします。

2）保育園から小学校への円滑な接続の支援

子どもの育ちの連続性を確保するため、保育施設と小学校、母子保健所管課において、個人情報に配慮しながら、子ども一人ひとりの発達の過程や健康の状況などの情報共有の実施に関して、教育・福祉・保健の三者において連携を図ります。

4. その他の推進事業

【母子保健事業】

■事業の概要

母子保健法及び児童福祉法に基づき、妊産婦・乳幼児に対して健康診査、保健指導、訪問指導を実施している他、未熟児養育医療や小児慢性疾患等への医療費助成等の事業を行い、母親及び乳幼児の健康維持・増進を図っています。

また、小規模という地域性を活かし、必要に応じて教育機関と連携しながら、学齢時以降の児童に関しても健康維持・増進を図ります。

■小笠原村の現状

【年齢別の主な事業】

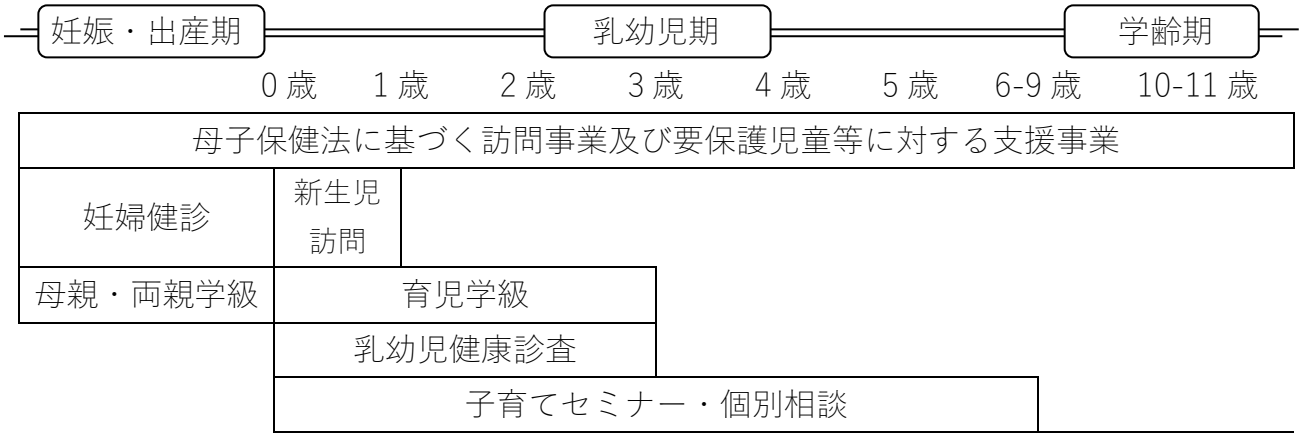

■方針

妊娠から出産、学齢期以降に関しても切れ目のない支援を行います。また、子どもの健康づくりを通して、親の健康づくりの取り組みを推進します。

【児童虐待防止対策】

■事業の概要

児童虐待への対応については、平成 12 年 11 月に「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法)」が施行され、平成 21 年 4 月には乳児家庭全戸訪問事業などの実施による児童虐待の発生予防が強化されたほか、「要保護児童対策地域協議会」の設置等虐待の早期発見・早期対応が進められてきました。

しかし、重大な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加を続け、令和 6 年度は 21 万件を超え平成 27 年度の 2 倍以上となっており、過去最多の件数を記録しています。児童虐待の防止は社会全体で取組むべき重要な課題となっています。

このような背景のもと、各自治体においては関係機関との連携と相談体制の強化が必要とされています。

■小笠原村の現状

当村では、新生児訪問やその他母子保健法に基づく訪問事業等により支援が必要な子ども及び保護者の早期発見・早期対応を行っており、「小笠原村要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関との連携により虐待防止に取組んでいます。

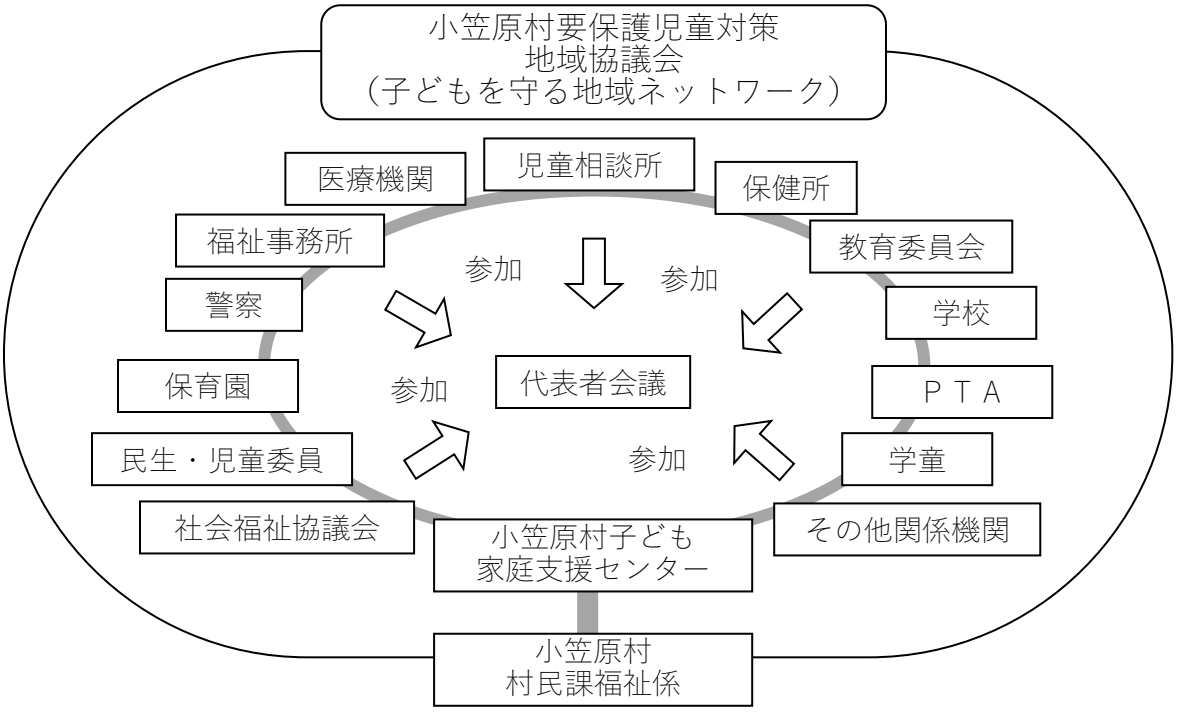

■方針

1）児童虐待の発見・通告に関する普及啓発に取組みます。

2）要保護児童対策地域協議会による関係機関の連携を強化し、虐待防止の取組みを行います。

3）養育困難な家庭に対して相談等を活用し、虐待の未然防止に取組みます。

【障害児など特別な支援が必要な子どもに対する支援】

■事業の概要

障害のある子どもが、身近な地域で生活ができるよう支援に取組んでいきます。

■小笠原村の現状

障害者・障害児福祉計画との整合性を保ちながら、地域特性及び障害児個々の状況に即した支援を実施します。

第6章

子ども・子育て支援施策の円滑な推進

1. 当村にて利用可能な事業（当村事業及びその他社会資源）

前章までに述べたとおり、当村は、超遠隔離島という地理的条件並びに、人口規模も少ないこと等から、各法律体系に準じた子ども・子育て施策の実施は難しい現状があります。しかしながら、その必要性の高さから当村では代替的独自事業も含めて、様々な事業を展開しています。以下は現在当村にて実施している事業の一部です。

相談事業	・相談支援 ・家庭・施設訪問 ・入退院調整 ・遠隔地との連携会議 ・専門職による個別相談 ・専門職による保育園巡回相談 ・島しょ保健所療育巡回相談（東京都療育相談事業）
母子保健事業	・妊婦健康診査 ・母親学級（1 クール 5 回）・両親学級 ・帰島後訪問 ・乳幼児健康診査（義務・任意） ・定期・任意予防接種（費用助成含む） ・小児科医による乳幼児健康診査 ・育児学級（離乳食、幼児食、歯科、ヨガ、卒乳） ・子育てセミナー ・ベビーシッター利用助成制度
集団活動	・保育事業・時間外保育事業（父島・母島） ・親子教室 ・ちびっこクラブ（認可外保育施設・社協運営） ・学童事業（社協事業）
その他	・母島子ども見守り事業（母島） ・小笠原村要保護児童対策地域協議会 ・子育てサークル 【社会福祉協議会による福祉団体助成事業団体】 父島：小笠原おはなし会・はぴはぴキッズ・ザトウ親子の会・親子クラブ・おがっ子ひろば 母島：やしっこ ・めかじきっず（社協事業） ・各種医療費助成 ・出産支援金 ・妊婦健診・予防接種・乳幼児健診償還払い制度 ・就学時健康診査 ・保育園・小学校間見学

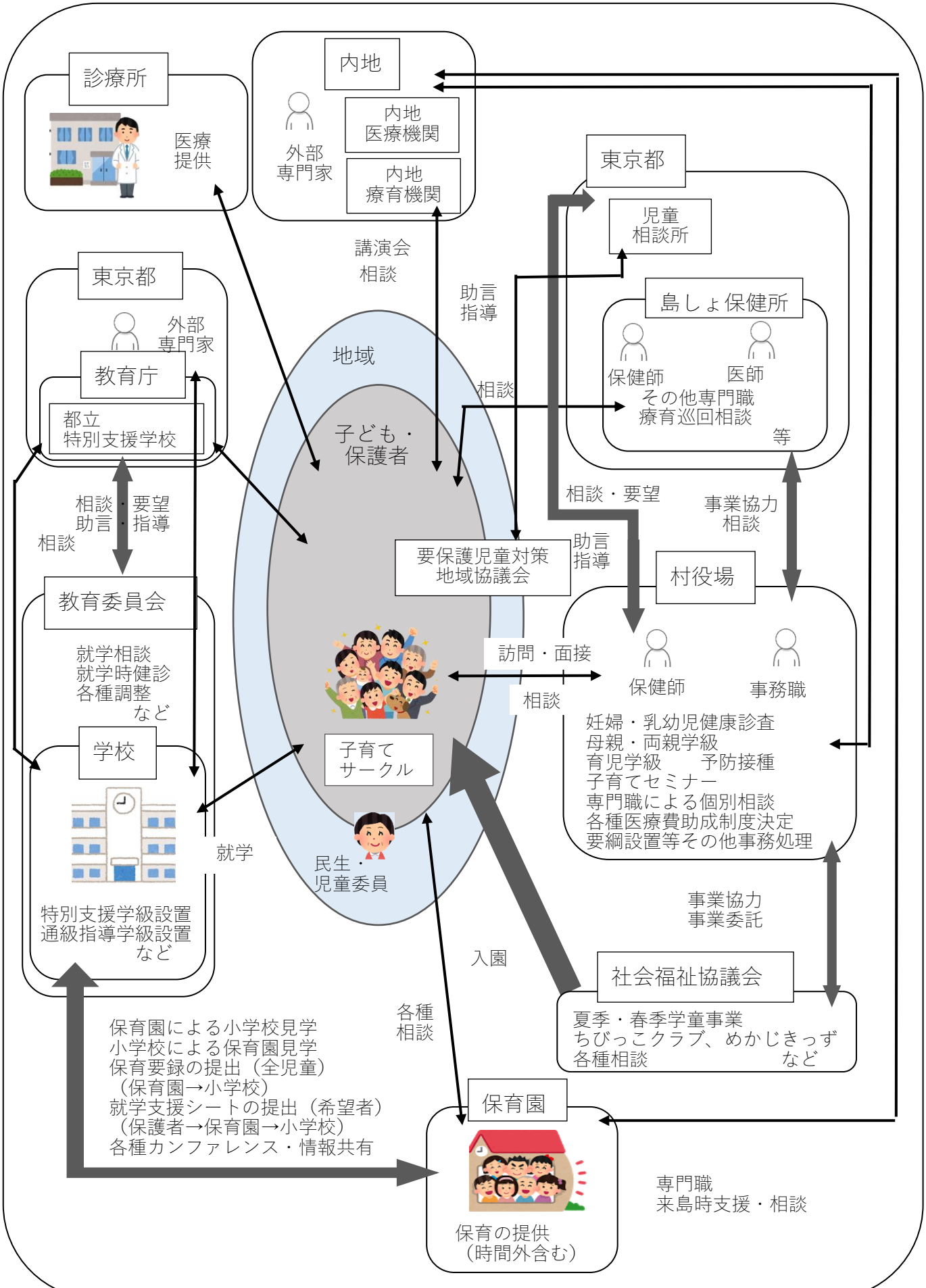
診療所
医療
提供
内地
外部
専門家
内地
医療機関
内地
療育機関
講演会
相談
助言
指導
東京都
児童
相談所
島しょ保健所
保健師
医師
その他専門職
療育巡回相談
等
東京都
外部
専門家
教育庁
都立
特別支援学校
地域
子ども・
保護者
相談
相談・要望
事業協力
相談
相談・要望
助言・指導
相談
要保護児童対策
地域協議会
助言
指導
村役場
教育委員会
就学相談
就学時健診
各種調整
など
訪問・面接
相談
保健師
事務職
妊婦・乳幼児健康診査
母親・両親学級
育児学級　　予防接種
子育てセミナー
専門職による個別相談
各種医療費助成制度決定
要綱設置等その他事務処理
学校
子育て
サークル
就学
民生・
児童委員
特別支援学級設置
通級指導学級設置
など
事業協力
事業委託
入園
社会福祉協議会
各種
相談
夏季・春季学童事業
ちびっこクラブ、めかじきっず
各種相談
など
保育園による小学校見学
小学校による保育園見学
保育要録の提出（全児童）
（保育園→小学校）
就学支援シートの提出（希望者）
（保護者→保育園→小学校）
各種カンファレンス・情報共有
保育園
専門職
来島時支援・相談
保育の提供
（時間外含む）

子ども・保護者への支援

2. 個を大切にした支援の実施

当村は超遠隔離島という地理的条件並びに、人口規模も少ないこと等から、各法律体系に準じた子ども・子育て施策の実施は難しい現状があります。また、人口規模や地理的条件などが異なる二島に村民が居住しており、画一的なサービス展開には難しいものがあるため、現在まで地域の力や村独自事業などを展開してきました。今後も個々のニーズに即した支援を展開することが求められていると同時に、個別の支援を元にサービスの創設・見直し・廃止を行う必要があります。

3. 子ども・子育て支援施策の展開について

子ども・子育て支援に関わる施策は、福祉だけでなく、保健、医療、教育など多岐にわたるため、母子保健・児童福祉を担う村役場村民課を中心に、当事者、社会福祉協議会等との連携はもちろん医療や教育等との連携・調整を行っていきます。

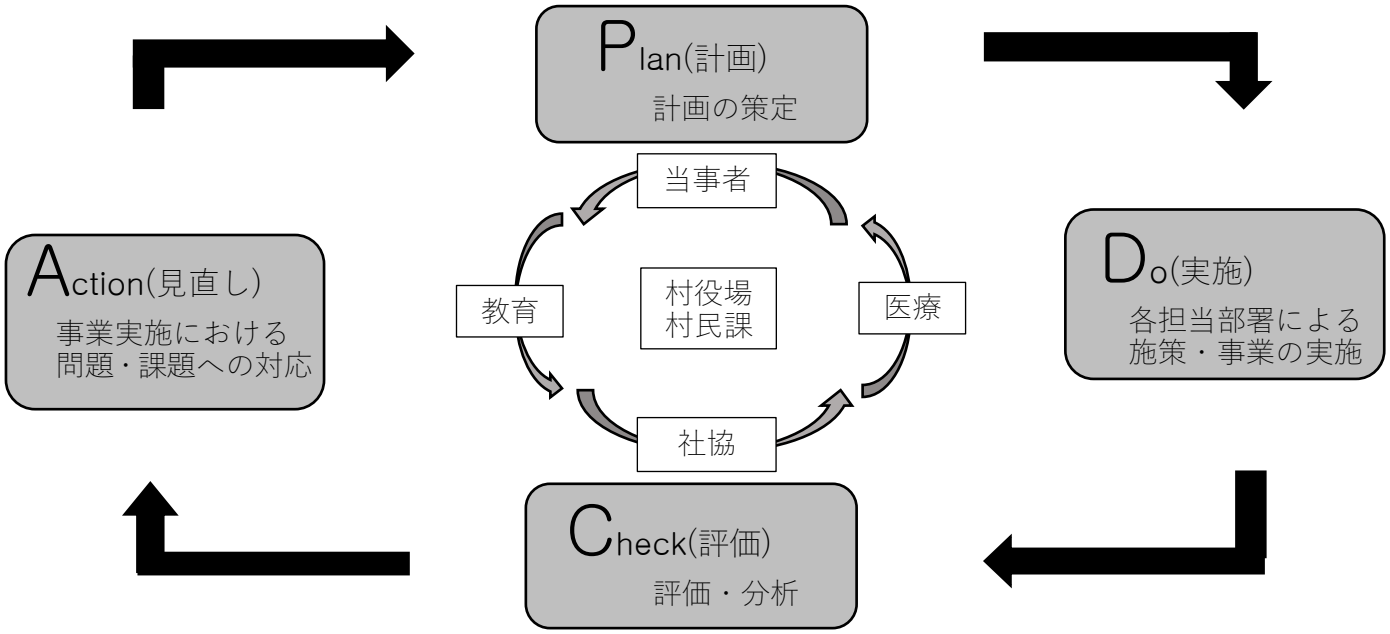

4. 終わりに

各種子ども・子育て支援施策の展開については、福祉、保健・医療、教育といった庁内関係各課の相互連携を図り、総合的な施策の検討や計画的な実施を図ります。

国や東京都に対しては、必要な行財政上の措置を要請するとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。また、東京都及び他自治体、各社会福祉団体や住民団体等と調整を図り、より効果的・効率的なサービスを提供します。

さらに、地理的・人材的に実施困難な施策については、離島町村ならではの効率的なサービス提供方法等を模索し、必要に応じて国や東京都に対して、法体系の見直し等も含めた要望をしていきます。

「小笠原村子ども・子育て支援事業計画【第３期】」

【 発　行 】東京都小笠原村
【発行年月】令和７年３月
【 編　集 】小笠原村 村民課
〒100-2101
東京都小笠原村父島字西町
電話 04998－2－3111（代）